

平成28年第3回(9月)定例町議会

(第2日 9月7日)

平成28年第3回(9月)西伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年9月7日(水)午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 3号 平成27年度西伊豆町第三セクターの経営状況報告について
- 日程第 3 報告第 4号 平成28年度西伊豆町第三セクターの経営状況報告について
- 日程第 4 報告第 5号 平成27年度西伊豆町財政健全化判断比率の報告について
- 日程第 5 報告第 6号 平成27年度西伊豆町資金不足比率の報告について
- 日程第 6 報告第 7号 平成26年度西伊豆町教育委員会自己点検・評価の報告について
- 日程第 7 議案第32号 平成28年度 農山漁村地域整備交付金 津波防災ステーション工事(田子地区)請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第33号 平成28年度 防災・安全交付金事業(町)田子安良里線改修工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第34号 西伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第10 議案第35号 西伊豆町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第11 議案第36号 平成28年度西伊豆町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第37号 平成28年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第38号 平成28年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

出席議員(11名)

1番 山本智之君	2番 芹澤孝君
3番 高橋敬治君	4番 加藤勇君
5番 山田昭男君	6番 山田厚司君

7番 西島 繁樹 君
9番 堤 和夫 君
11番 増山 勇 君

8番 星野 淨晋 君
10番 山本 榮 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤井 武彦 君	副 町 長	八谷 達男 君
教 育 長	宮崎 文秀 君	総 務 課 長	高木 久尚 君
企画防災課長	山本 法正 君	窓口税務課長	高木 君人 君
健康増進課長	白石 洋巳 君	環境福祉課長	鈴木 昇生 君
産業建設課長	佐久間 明成 君	観光商工課長	松本 正人 君
企 業 課 長	村松 圭吾 君	会 計 課 長	藤井 すわ子 君
教育委員会 事務局 長	高木 光一 君		

職務のため出席した者

議会事務局長 藤井 貞代 書 記 山本文彦

開会 午前 9時30分

開議宣告

議長（堤 和夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（堤 和夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

一般質問

議長（堤 和夫君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し町長に反問権を付与しています。

山本智之君

議長（堤 和夫君） 通告5番、山本智之君。

1番、山本智之君。

〔1番 山本智之君登壇〕

1番（山本智之君） 改めまして皆さまおはようございます。

議長のお許しを得ましたので、私の一般質問を開始させて、壇上よりの一般質問をしたいと思えます。

本日の私の一般質問の内容は、地区防災計画の作成についてと、西伊豆町適応指導教室について、3点目が斎場建設の今後の見通しについてであります。

一番はじめの地区防災計画の作成についてであります。昨年10月の町政懇談会において、町民からの防災に関する質問に答え、町長は、津波だけではなく水害、土砂災害も含めた各地

区の現状に合った防災計画を地区の皆さんの協力の上、作っていきたい。また、11月の自主防災会長会議に提案したいと述べられております。

災害時の自助、共助において、地区ごとの防災計画の作成は、住民の防災意識の向上だけでなく、行動指針にもなり、大変重要であると考えております。

以上踏まえまして、質問いたします。

- 1、現在の進捗状況は、どのようになっていますか。
- 2、地区ごとの、避難計画も含めた総合的なものを予定しているでしょうか。
- 3、とりまとめ時期は、いつ頃を想定していますか。
- 4、仁科川、宇久須川のハザードマップの作成もその中に含まれているでしょうか
2番目の西伊豆町適応指導教室についてであります。

昨年9月の定例会において、高橋議員の不登校児童、生徒の学校以外の受け皿として、新たな施設整備についての一般質問を受け、居場所作りとして、適応教室の検討をしていますという教育委員会事務局長の答弁がありました。

そして、この2学期より田子公民館の1室での開校と運びになっています。

適応指導教室は、その名称に表されているように、あくまで学校生活に復帰し、適応させる支援をすることに重点を置いた中間施設等を考えております。

以上をふまえまして質問いたします。

- 1、指導員はどのような資格の方を、どのような日程で採用しておりますか。
- 2、不登校相談カウンセラーの予算計上もありますが、カウンセリングは、親を交えて定期的なものとしていくのでしょうか。
- 3、教室に通う児童、生徒、学級担任の先生との関わり合いを、現時点でどのように考えているのでしょうか。
- 4、中学3年生の進路指導は、どのように考えておりますか。

大きい項目の3番でございます。

斎場建設の今後の見通しについてでございます。

折に触れ議題となる斎場建設の今後の方向性について、質問をいたします。

これまで松崎町との共同設置、あるいは伊豆斎場、下田であります。の建て替え時期に合わせた共同設置、あくまでも用地確保による単独設置等があがっておりますが、現在どのような方向で、進められているのか。

以上、壇上よりの質問を終わります。

議長（堤 和夫君） 町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） おはようございます。

山本議員のご質問にお答えします。

一番目の地区防災計画ですか。

この（１）（２）同じ同時に答弁したいと思います。

町全体の防災津波計画は、策定してあります。

地区ごとの計画はまだやっておりません。その中には、避難計画等を含めたものを予定しております。

それで、3番目のとりまとめの時期ということですが、いつということは設定しておりませんが、とても時間かかる計画ではないかというように思っております。

4番目の仁科川、宇久須川のハザードマップですか。このことも含めたいと思っております。このようなことで時間がかかるということでもあります。

それと、大きな2番目の適応指導教室ですか。これの指導員の運営と日程ですか、でありますけれども、指導は、指導員は教員免許証を有しまして、学校での指導実績のある方としました。採用日程は、開設準備もありましたので、すでにこちらで選考し、採用しております。

2番目の不登校カウンセラーですか。これは定期的でなく、スクールカウンセラーや適応指導教室等で、対応が難しいと判断した時に要請することになります。親を交えるかどうかは、現況に応じて判断することとなると思います。

3番目の担任の関わりですか。これは担任と情報の共有を図ることが重要であると考え、この辺はしっかりとした関りを持っていきたいというように考えております。

中学3年生の進路指導ですか。これは相談があれば進路先の情報収集など、学校との連携を図りながら、サポートしていきたいというように考えております。

大きな3番目の斎場ですが、山本議員がおっしゃっているように、いろいろなものを想定していきながら、進めているというところでもあります。

以上で壇上での答弁を終わります。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1番（山本智之君） それでは、一般質問の全体をとしてではなく、個別に質問をさせていただきたいと思っております。

まずこの件につきまして、町長、先ほどの一般質問の壇上で質問にも言ったのですけれど、11月の自主防災会長会議の方には、この辺の提案はしてあるのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） 11月の自主防災会長会議での提案はありませんが、先月30日に開かれました会議において、町長の方からお話をしております。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1番（山本智之君） それでは、自主防災会長会議の方には、その旨は行政の方から伝わっているということですので。それでしたら、すべてこれからということになると思うのですが、この各地区の防災会議の、区割りなどは、想定はしているのでしょうか。作るにあたって。要は地域の防災計画というのは西伊豆町にあるのですけれども、今度地区に下ろして自主防災会の方に自主的に、ある程度行政の方が指導して、避難計画なり防災計画なりを立ててもらってという主旨だと思うのですけれども、それに対して、では今後進めていくについて、各自主防災会で行っていくのか。それとも連合区とかそういうことで行っていくのか、そういうことの区割りについては、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 地区ごと、自主防災会ごとにそのような避難計画書があれば越したことはないと思いますが、とりあえず各地区ですか。仁科、田子、安良里、宇久須、そのくらいの地区ではじめ作って、またそれを必要であれば、自主防災会なり町なりでまた細かくするというような計画、思いでやっております。ですから、最初は地区ごとの防災計画ですか、地区というか、連合区の防災計画を作りたいというように思っております。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1番（山本智之君） それも1つの、もちろん方向性として、そこに向けて行政の方がどのようなアプローチをして、ただ作ってくださいというだけでは、なかなか素人集団でもありますし、区長さんとかそういう組織ってというのは2年で交代したりするものですから、その辺は行政側のサポートというのが、そこにいたるまで必要だと思うのですけれども、どのような形でやっていこうという考えはお持ちでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） どのようなということというのは、少し漠然として分からないのですが、町が今考えているのは、地区の様子ですか。災害等過去の歴史、そういうものは地区の方が一番ご存知だと。その辺を聞きながら町としてその地区の計画ですか、防災計画を

どのように作ったらいいか。これはやはり町が、私たちが机の上で考えるより、現場にいる地区の方々に様子を聞いて、過去の歴史ですか。そういう言い伝え等を加味しながら、こういうのを作っていききたいというのが、今の計画です。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1番（山本智之君） まず先ほどの答弁の方で、各防災、地区防災計画ではなくて、各区でひとつおとりまとめるような形をして、それから下の方に下げていきたいということですが、各地区の、防災のそのメンバーと言いますか、その辺も各地区に年齢等が違っていて、いろいろ各区によって、災害というのが、例えば、仁科地区なら仁科地区でありまして、山間部等その沿岸部では、自ずと具体的なものが違って来るのだろうと思うのですが、それを一緒にしたものを一括して、とりあえずは各区の方に流してから、各自主防災会で今後検討して、その自主防災会のレベルに合ったものを作成していただくというような考えでよろしいのですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） そうすることでないと、時間かかって何年経っても各自主防災ごとに、今、山本議員がおっしゃったようなやり方、山間部と海岸部と違うというようなことをやっていますと時間ばかりかかるもので、それなら大雑把に作って、その中で、仁科地区なら仁科地区で、ここの自主防災会は山崩れが心配だよ、ここは津波が心配だよ、ここは水害が心配だよというようなことを細分化して、その地区の人たちが自分たちの過去の、歴史とか何とかを加味しながら、やっていただくのも1つの方法ではないかと私は思っておりますので、できれば地区で作って、あとは自主防災会ごとにまた改めて作っていただく。それに対して町も作っていかねばいけないというふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1番（山本智之君） そのとりまとめというのは、自主防災会長会議と、今、年に4回ほどやっているのですが、そこを通じてということになるのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） まだそこまで計画は進んでおりませんから、山本議員が先々おっしゃいますけど、町としたらこれからということになりますから、その辺は、ご理解願いたいと思います。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1番（山本智之君） それでは、その質問に関しましてはこれからということですので、内

容を練っていただきまして、決まり次第発表していただくということで、もう1つ1点だけ。その中には、避難所の運営マニュアルとか、逃げ地図とか、そのようなことも総合的なものではなくて、具体的なものも入れていくということによろしいわけですね。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） 避難所マニュアルは現在ありますので、その中で話し合うということではなくて、必要であればまた見直しも図りますけど、一応マニュアルについては現在あります。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1番（山本智之君） マニュアルがあるということなので、マニュアルについても各地区、これからだという話になると思うのですが、各地区防災会にそのマニュアルを示して、各自主防災会で更新していく、マニュアルを土台にその地区、その地域にあった防災計画なり、避難マニュアルにレベルアップしていくというようなことでいいわけですね。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 地区へ丸投げするということではなくて、町と一緒に作るっていうように考えてみてください。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1番（山本智之君） 承知しました。これからのことですので、どのような案が出てくるかというのは、これからということですので、そこまでのとりまとめ、いつ頃の時期にするかということの質問はそこで閉じたいと思います。

それと、ぜひ投げるにあたって、私、平成26年の3月にこの防災会議に関しての、防災に関しての質問で、防災専門委員とか、防災に精通した方を、臨時職員とか町の方に雇って、それで、その専門的な人を交えて自主防災の方に、防災計画なり何なりということで、やってみたらどうかという話を平成26年にしているのですが、その時、答弁でこれまでそういう不便は、町長感じてないから今後のことについては検討してくという、その時に、答弁いただいているのですが、今回こういうふうに、より具体的なものになるのには、やはり、そういう専門的な、知識の方の助言なりそういうものが必要になってくるのではないかと思うのですが、その辺についてはいかがですか。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） 26年の時に町長、答弁したように、今のところ必要性は感じておりません。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1 番（山本智之君） 二度目のため、もう一度質問しますけれども、この内閣府が出している地区防災計画のガイドラインというのがございまして、このガイドラインの中にも、地区の防災計画を作るに関しては、法令が地区防災計画制度というのが 26 年から法令が変わりまして、新たにできまして、その細かい地区の防災委員なり組織の方々が、より先ほど町長がおっしゃられたみたいに、細かい、いろんな、危機管理に関してボトムアップ的に行って、自助、共助のところ、力を発揮していただくために、法令を変えて地区防災計画制度というのがあるのですけれども、その中でも、それを作るにあたっては、早い段階から、そういう専門の方々を入れた協議をして、独りよがりの、計画にならないようにということですが、ここにも書いてあるのですけれども、その辺について、先ほど、今、不便を感じていないということですので、ぜひ、検討していただきたいというように思っているのですけれども。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 山本議員、独りよがりの計画を作るつもりはありませんから。これは、ですから、私が言っているのは、専門、今、山本議員がおっしゃる専門家っていうのは、私は地区の方々だと思いますよ。今まで過去の歴史を知っている方々、そういう聞き取りをして、それを取り入れてくと。土地を、この西伊豆町を知らないよその人が来まして、それで、西伊豆町の防災計画を作るといっても、それは無理があると思います。それなら私は、地区の方々に話を聞いて、町と一緒に作って作った方が、地区に合った防災計画ですか。それができるとしておりますから、山本議員とは少しその辺の認識の違いがあると思いますけれども、その辺はご理解願いたいと思います。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1 番（山本智之君） はい、解釈とか今後の進め方についての理解とかの違いがあるのは十分分かりました。ただ、僕は先ほどその独りよがりと言ったのは、決して悪い意味ではなくて、そのボトムアップをしてきたものに対して、何らかの専門家の意見とか、そういうものを入れて作ったらどうかというような、主旨での話でございます。これも今後のことにすべてなりますので、ただ町長が、地区防災会で発言したのがもう半年以上前の話ですから、具体的に決めていただきまして、次、またこういう場で答弁できるように、今後の計画を進めていっていただきたいと思います。より具体的に。

では、一番はじめの地区防災網作成については終わります。あと仁科川、宇久須川のハザ

ードマップのことがありますので、そちらの方に移らせていただきたいと思います。

これも昨年の11月の時点で、今年度中を目指して作ると、作りたいというような意向を、企画防災課の方で出しておりますので、その辺の進捗というか、ハザードマップ、どの辺まで。宇久須川も作るのか、各河川全部作っていくのか。その辺の現況をお聞かせ願いたいのです。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） 仁科川につきましては、シミュレーション等もありまして、データはございます。ただ宇久須川につきましては、シミュレーションもまだ書けておりませんので、すべてこれからの作業になります。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1番（山本智之君） 今、データはありますが、ハザードマップとなると、また避難地とか、そういったものを記入していかなければならないことのように、僕は解釈しているのですが、その辺はいかがでしょう。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） マップの中に、どういう情報を入れていくかというのは、これから検討したいと思います。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1番（山本智之君） では仮に時期というのは、その最終時期というのは、決めては行政の方ではないのですよ。作成を、例えば、今年度中とか来年度の終わりまでに、河川に関してはマップを作りますよというタイムスケジュールですけれども。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

〔発言する人あり〕

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 先ほど答えましたように、防災計画等、中に含めて、できればやりたいなと思っておりますもので、その辺は今検討してみます。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1番（山本智之君） なるべく早めに決めていただきまして、この地区防災計画の中にぜひ盛り込んで、議論を地区の方々と進めていただきたいと思います。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 早くと言いましても、なかなかこれは難しい問題なのです。仮に仁科川の氾濫等、想定しましたら、これは大きな問題になると思うのです。ですから、簡単にで

きないというのが事実でありまして、これはやはり地区の方々、また県の方々とも話をしていかなければいけないのでしょうか、深刻なのは、私一番仁科地区は深刻じゃないかなと思っておりますもので、簡単にそれはできないのではないかなというような想定はしております。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1番（山本智之君） 分かりました。地区防災計画については、以上で私の方の質問を終わらせていただいて、次に、西伊豆町の適応指導教室の方の質問、再質問に入らせていただきます。

この、実際はもう8月の26日でしたけれど、もうその時点からスタート、学期で言えば二学期からスタートするというので、この適応指導教室に関しましては、2017年に策定された、西伊豆町教育大綱の重点課題の1つでもありまして、その中には、検討するという文言だったのですが、先ほど僕、壇上で申しましたように、高橋議員の質問にもありまして、早いのか遅いのか別にしましても、この時点で立ち上げるということになっているわけです。これも今後のことなので、実績があるとかそういうことがないものですから、ただ今後の進め方についての質問ということで捉えていただいて結構だと思います。

今後についてはもちろん、現場で試行錯誤を重ねながらやっていく以外にないのだろうと思うのですが、まず、この適応指導教室に入るお子さん、児童生徒の対象なのですが、保健室、学校に行ける子、保健室登校とかよく言われる他のところでいわれる子たちは、入っていないということによろしいですか。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 保健室登校されている子も、無理して保健室登校している子もいらっしゃいます。ですので、そのような方も情報としては流した中で、希望する場合には、適応指導教室の方も利用していただいております。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1番（山本智之君） その入所の基準なのですが、これは学校側とか民生の方とかの相談とか、もちろん保護者も受けた相談を受けて、家庭訪問等して、それで教育委員会が主導して、その受け入れる、入所する子どもたち、家庭を決めるということでもいいですか。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 家庭訪問につきましては実施をしておりません。学校の方に、対象となると思われる子に情報流していただいて、申し出があった子を受け入れて

おります。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1番（山本智之君） そうすると家庭の環境、その子のまず一元的なその家庭環境というのがですが、その把握ってというのが、学校側でして、その情報を教育委員会が預かるというような形の選択になるのですか。教育委員の例えば行政の担当者が、そこに直接行って、その現場と言っちゃ失礼なのですけども、その家庭を訪問した上で、学校側と行って、入所を受け入れるということではないのですね。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） まず情報につきましては、学校の方からの情報が第一になります。それを受けて、家庭環境等につきましては、スクールカウンセラー、それからソーシャルワーカー等ともおりますので、いろんな方の情報は教育委員会事務局としてもいただきながら、入所について適切かどうかというところも判断してございます。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1番（山本智之君） ではその入所時期とか、期間というのは、別に決めずに、それがあった時点、随時そういうお子さんがいらっしまった場合には、そういうステップを踏んで、受け入れて、これ中間的な、サポート的な意味でのその教室になると思うので、要はあくまでも、やはり学校の共同生活に帰っていただくということが主な目的になると思うのですけれども、そこまでサポートしていかなければならないわけですけども、そういう期限というのは切らずにその子にももちろん合わせた形で、入れる時も、出る時はもちろん集団で、生活になじんだ時には、この教室からの卒業になるのでしょうか、そういうことでよろしいわけですね。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） はい、入所の時期等、対象の時期等については議員のおっしゃるとおりでございます。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1番（山本智之君） それでもう1点、僕の方でちょっと聞いておきたいことが、先ほど指導員の方は、学校のももちろん教員免許を持っていて、実績のある方が多分今1名だと思っておりますけれども、その応募によって、いろいろ応募というのかによって、1人の指導員だけで対応できない場合は、随時、状況に合わせて予算をとって補正なりとってやっていくということなんでしょうか。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 現在、指導員につきましては、2名を採用しております。メインの方は1名という方で、その方については学校での実績もありますし、民間の資格ではありますけども、不登校訪問、支援カウンセラーという資格もお持ちですので、その方がメインということで、いろいろ人数が増えてきた場合の対応等もありますので、二人体制ということで、今は考えております。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1番（山本智之君） 僕の勘違いでした。安心いたしました。カウンセラーの方がいらっしゃるといふことで。

それで、このすごくデリケートなお子さんたちを、預かりながら、集団生活にうながしていくという、やっぱりすごく難しい立場でこの指導員の方は、やっていかれるのではないかと思うのです、今後。もちろん、前、多分教育長も委員会でも答弁していると思うのですけれども、ここが、今度は居心地がよくなってしまうと、逆に今度はここでその終わってしまうなんていうケースだって出てくるわけであって、そこが今後のこの課題になってくるのだらうと思うのですが、そのへんについて、指導員等、家庭との関係というか、その家庭訪問とか学校にはもちろんその子が在籍しておりますので、クラス担任がいるのですけれども、クラス担任と指導員さんとの関り合というか、どのようなスタンスで、その子だけではなくて、家庭まで踏み込んだところでのことを、今の時点で結構ですけど考えてらっしゃるのか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 目的は西伊豆町の子ども、その子どもたちが、どういう不便を感じているか。今不登校なら不登校の子どもがいる。その子どもたちを、どういうふうにして学校に通いたくなるような指導をするか。これはやはり町の責任でもあるし、家庭の責任でもあるし、地区の責任でもあると思います。そういうのを一つとして考えて、どれがどうではなく、全体を考えて、家庭でできないものは、町がお手伝いする。学校でできないものを家庭、町がお手伝いするというような格好でやっていかないと。どこがどういう仕事をやるというような格好ではなくて、第一は子どもをどうしたらいいか。そこを考えなきゃいけないと思うのです。ですから、変に分けないで、この子どもをどうして健全な学校生活ができるように戻すか。これを主眼におけば、人数とか期間とか、そういうものを関係なしに、やはり町としたらできるだけ対応していきたいというのが今の気持ちです。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1 番（山本智之君） 町長の力強いバックアップのお言葉をいただきましたので、ぜひ予算の方も、その子その子に合わせた、その予算取りと教員を増やすなりということで、行政と指導員の方、もちろんその学校のクラス担任、学校長さんの合わせた連携プレイで、とにかくせっかく設置したものですし、西伊豆町としては、はじめて設置するわけですので、スムーズな運営ができることを期待したいと思います。

この件の最後なのですが、4 番目の、要は、中学3年生まで仮にここにおいて、学校復帰はならなかった、残念ながらなれなかったというケースもこれから出てくるかと思うのですが、その後の、このあとの、進路指導のですね。送り出すためのそのサポートというのはどのように考えていらっしゃいますか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 本人がどう思っているか、家庭がどう思っているか、学校がどう思っているか、また受け入れ体制がどういうふう to 受け入れ体制をしてくれるか。その辺を総合的に考えなければいけないと思います。それはその時になって、その子どもの気持ちですか。それを優先して進めていきたいというふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1 番（山本智之君） ではその中には高校進学、例えば中学終わって、その就職、あとはそのフリースクールという形もあるわけです。そういうところまで、フリースクールまでを一つにした進路指導ということで、解釈してよろしいのですか。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） そうです、進路につきましては、いろいろなさまざまな選択肢があると思います。いろんなその選択肢もメリット、デメリットもありますので、その辺の情報も、フリースクール等も含めた中で、子どもたちに情報流しながら、子どもたちの気持ちを町長も言いましたけど、最優先に考えてですね、サポートの方はしていきたいというように考えております。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1 番（山本智之君） この適応指導教室も、今後のこれスタートになりますので、あまり突っ込んだ質問はいたしませんけれども、ぜひ、その学校担任がやはりあくまでも。これは僕の個人的な考えなのですが、学校と学校担任が主であるべきだと考えております。そこで担任を交えて、もちろんこのカウンセリング等をしながら、その子の将来、要は社会人になる

ためのプロセスを踏めるような、プログラミングをできればと考えておりますので、その辺は運営にあたりましてよろしくお願ひしたいと、このように思います。

1番、2番に関しましては、まだこれからということですので、私の質問内容は、これで終わらせていただきます。

それと、3番の斎場建設の今後の見直しにつきましてですけども、これにつきまして、このあと高橋議員の方から同じような質問がございますので、深いところに関しましては、そちらに委ねるといたしまして、現時点でこれを加味しながら先ほど町長の答弁の方では進めているということなのですが、具体的には、どういうふうなことなのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 進めているではなく、考えていると言ったと思いましたが、そうであれば進めているということは、やはり単独でできればやりたい。それに松崎町がどういうふうになるのか分かりませんが、できれば共同設置でやりたいというのは、今も変わりません。ただそれが、場所の問題とかいろいろ住民感情とかあります。簡単ではないだろうなというようには思っております。

私、過去2回ほどそういう想定場所を選定して、住民にお話したところ、反対でできませんでした。というのになると、もう西伊豆町ではできないのではないかなというのが、前から言っているようにそういう懸念を持っております。で、あるとどうしたらいいのかなということで、前にも皆さん方に申し上げましたように、区から、または住民の方からここはどうだろうというようなお声をかけていただきたい。また議員さん方にも、そういう場所があったらぜひ教えてくださいというような話はしております。そういう中で、2、3の区からそういう話がありましたけども、まだ具体的に、こういう話が決定したからどうだという話がないものですから、そのまま進めないでおりますけども、これは、私の方がやれば、町がやれば、町の主導になるということで、それは避けたいなと。過去2回の失敗で私はそういうものを、そういうように思っております。

そういう中で、賀茂郡で斎場ですか。今、下田を中心に行っておりますけども、あそこの建て替えを進めているというようなことで西伊豆、松崎もどうだろうと言う話が非公式にあったということでもありますので、もしよければ保険的なものを含めて、西伊豆町の中、また松崎町の中のできないのであれば、組合と一緒にいただいて、やってもいいのではないかなということで、担当課の方には、オブザーバーとしてそれに加わるようにということで、賀茂郡の斎場ですか。話し合いにはオブザーバーという形で今出席しております。そ

うということが今、現状でありまして、町から今、どこがどうだっというようなアプローチはしておりません。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1番（山本智之君） よく分かりました。町長の思いとしましては、単独設置、単独にこの地ないし松崎町と共同で設置するかということが第一として、その次に伊豆斎場ですか。そこにオブザーバーとして担当課を置いているということですので、その2方向で、今進んでいるということで、松崎町との共同設置という形になった場合、一部事務組とかという話になってくるのかどうか分かりませんが、その辺についての担当課の動きというのは、どうなっているのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 私は、向こうの町長とそういう話は時々しますけれども、担当課の方まで下ろして、担当課にもそういう話はしてありますけれども、担当課がどういう話し合いをしているか、ちょっと担当課長に答弁させます。

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） 担当課としましては、まだそこまでの話は進んでおりません。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1番（山本智之君） これも西伊豆町に、町に対しては重要案件の1つでございます。その3方向でそのベクトルを3つに分けて、今、進めているということでございますので、ぜひスピードアップできるかどうかは別にしまして、しっかり進めて、町民の皆さんに報告、こういうふうになるのだということが示せるように、今後ともご尽力いただきたいと思います。私の本日の一般質問を終了させていただきます。

議長（堤 和夫君） 1番、山本智之君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時19分

芹 澤 孝 君

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告 6 番、芹澤孝君。

2 番、芹澤孝君。

〔 2 番 芹澤 孝君登壇 〕

2 番（芹澤 孝君） では、最初に乳幼児の支援策について。

新生児から未就園児までの新たな支援策について。

子育て支援として、医療助成制度など、学童保育、保育園、幼稚園の無償化、保育時間の延長、一時預かり保育の拡充など、次々と近隣市町に先駆け、注目される施策を実行して参りましたが、幼児から高校生まで切れ目ない町独自の支援策が成されていますが、町独自の支援策の中には、年齢層と個々の事情により、厚い薄いがあります。幼児の年齢層では、就園児には保育に関する支援が厚くなされていますが、新生児から未就園児までは、就園児に比べて支援が厚いとは言えず、町独自の支援に開きがあると思います。若い世代の定住移住を促進し、少子化対策に繋げるために、新生児から未就園児に対する新たな施策が求められると思いますが、この件に対する考えは。

次に観光政策についてですけど、観光産業の通年型、体験型、滞在型への転換について。

夏場は観光客が増えることにより、町内も活気はもたらされます。しかし、年間を通してこの活気が維持されていないのが現状です。団体旅行のパッケージ化された旅行から、個人が自由に着地。

議長（堤 和夫君） 少し芹澤議員待ってください。

傍聴者をお願いします。

私語は、慎むようお願いいたします。

2 番（芹澤 孝君） 個人が自由に着地側で選択する旅行スタイルと転換しているため、着地側に選択したいコンテンツがないと観光客の増加を見込めず、現状は改善されません。町長は平成 25 年の所信表明で、観光産業の通年型、体験型、滞在型への転換を示していますが、これまで行ってきた転換への施策とはどのようなものでしょうか。

2、日本版DMO、観光地域づくり法人について。

伊豆は1つをテーマに、伊豆半島グランドデザインが策定され、グランドデザインを具現化する組織として、美しい伊豆創造センターが平成 27 年 4 月 1 日に設立されました。そして、平成 28 年 10 月 1 日に、同センターを観光地域づくりの舵取りを担う組織である地域連携DMOとしての設立予定であります。

1、地域連携DMOの設立による当町には、どのようなメリットがあるのでしょうか。

2、地域連携DMOの形成、確立計画に、美しい伊豆創造センターのこれまでの実績として、27年度主要事業項目、伊豆南部DMO形成事業、着地型商品製造事業とありますが、これらの事業の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

3、西伊豆町単独の地域DMOの設立の考えはないのでしょうか。

4、町の観光行政は、この2つの地域連携DMO（美しい伊豆創造センターおよび伊豆南部）との連携はどのようにして、今後行っていくのでしょうか。

以上です。

議長（堤 和夫君） 町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 芹澤議員の質問にお答えします。

1番目の乳幼児の支援策ですか。これにつきましては、現在のところ新たなものは考えておりません。

2番目の観光施策ですか。これについて（1）の私の所信表明でということでもありますけれども、言ったことが全部はできていませんが、海外のトップセールスや、年間を通じての誘客宣伝は行っております。

2番目のDMOですか。これにつきましては、伊豆を1つのエリアとして連携できるということがメリットではないかというふうに思っております。

（2）の の事業に進捗状況はどうかということでもありますけれども、マーケティング調査、また分析、広報PR等を実施しております。

日本版DMO、 の単独の設立ですか。これは今のところ考えておりません。

それと のどのように連携していくかということでもありますけれども、美しい伊豆創造センターと連携していくということでもあります。

以上で壇上での答弁を終わります。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 西伊豆町にはこの赤ちゃん訪問ですか。赤ちゃん訪問実施という制度ありますよね。割とすぐに、家庭訪問して。保健師さんですか、家庭訪問してその健康状態をチェックする。この実施率というのは、どのくらいになっているのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 赤ちゃん訪問の実施率でございますが、平成27年度におきま

しては、100%の実施率でございます。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） はい分かりました。次に、一時預かりの保育の問題ですけれど、この就園児の保育料のところは給食費、無料なわけですよ。それに対して、この一方未就園児たちは、この同じ行政区域でありながら、一時預かりの保育と一緒に、利用時間4時間に対して1,000円。4時間を超えた場合、1時間300円ですか、それで食事代として500円、計で1,000円を徴収されているわけです、有料になっている今。それとこれ見ますと、27年度の決算としては、利用者年間55人で、7万6,700円になるわけです。これでも、一時預かりの臨時職員はもう配置するわけですけど、この費用には全然足りない、この程度の費用負担であれば、いただかなくてもいいと思うのですけれども、未だに、この未だにという有料にしている理由は为什么呢。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 芹澤議員、未就児とか就学児とかそういうことで考えないで、全体、子どもの全体、町の施策の全体を考えてくださいよ。それは就学、未就、今言った乳幼児ですか、全部やればいいんですよ。やれば。ですけども、どこを一番やったら効果的かと。今、芹澤議員がおっしゃるように乳幼児もやるということになれば、今行っております幼稚園、保育園ですか。これの園費ですか。給食費、これを全額でなくて半額にするとか。そういうようなことは生じてくると思います。これを無料化する時には、どのようなことがいいのか。それは検討しました、みんなで。

そういう中で一番いいのが幼稚園、保育園の園費の無料化。それと給食費の無料化が一番いいじゃないかと。そういうことで決定しました。今、芹澤議員がおっしゃるようなことになってきますと時間かかりますけども、これは、やっていかなければならないものであればやっていきますけども、これは、今言っているような理由で、どこへと焦点を合わせるか。それによっていろいろ変わってくると思いますので、その辺をぜひ、これをやったからこっちがやってないからどうだということじゃなくて、全体を考えていただいて、西伊豆町の子どもを育てる家庭の中で、少しでも町が、そういう支援ができていような考えでやっていただければ、私はそんなに、その未就学、乳幼児ですか。幼稚園、保育園、小学校、そういうように分けないでね、全体を考えていただけたらなというふうに思います。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 結局、そのお金、予算の問題になると思うのですけど、これをいただ

くお金が7万6,700円でしたかね、年間。臨時職員を配置しても、この保険代とか何とかは分かりませんが、その職員の費用というのは、55日だとすれば50万円前後ですか。大した負担にはならないと思うのですが。これを今後少し検討していただきたいなと思います。

そして、この次にもう1つです。この若い世代について、この乳児の紙おむつ代というの、ばかにならないと思うのです。この給与水準が、高いと思えないようなこの当町において、当町に定住して残ってもら。そして他から移住を促すにしても、要はいかに経済的余裕が持てるか、この町に住んで。そこに、月々の経済的負担を減らすかってことになると思うのです。そのことを考えると、その子育て世代について、月々の紙おむつ代を、負担するというのも1つの考えではないかと思うのです。この辺について、このことを売りにして、また呼び込むことができるのではと思うのだけど。この紙おむつ助成についてはどうでしょうか、乳幼児の。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 先ほど申し上げましたように、1つ1つをとったらね、全部やらなければいけないってことになります。ですから先ほど言ったように全体で考えてくださいと。では紙おむつも乳幼児のそういう支援もすればということになれば、今言ったように給食費を半額にしようとか、園費の負担を半額にしようとかいうようなことになろうかと思えます。ですからどこが一番やったら効果的なのか、それを町として判断して、そういう結果になったとふうに理解していただきたいと思います。

ただ、芹澤議員は、その人口減少とか何とかっておっしゃいますけども、私はこの園費の無料化とか給食費の無料化を図ったのは今、少し芹澤議員おっしゃったように、西伊豆町は、所得は低いと。ではそういう低い中で、町がどういう支援をしたらいいのかなということで、今、言ったような無料化を進めた。それが人口減少に繋がれば、これは儲けものだというように、気持ちでいます。ですから何度も言いますが、西伊豆町の住民の方々の経済的負担を少しでも軽くする。その施策が、園費の無料化とか、給食費の無料化を考えたということでもありますので、大きな枠の中で考えていただきたいと思います

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） では、次に観光産業の件ですが、この全国の観光地で交流人口ですか。この来客数を増加させる対策として、通年型体験型ですか。滞在型の総称である、着地型観光というのは、奨励されているわけです。当町としても着地型観光を各団体に委託した

り、創生事業に盛り込んだりして、行っているわけですが、着地型観光というのは、この地域にある資源を掘り起こして観光商品にしようとして、目的は観光振興なわけですが、内容としたら観光客の滞在時間を延ばして、消費を増やすことにあるわけです。そして、地元住民および観光業者が潤うということが内容なわけです。

しかし、これはどこでもやっていますけども、簡単ではなく、全国的に見ても成功事例というのは少なく、少しでもうまくいくと、マスコミとかネットで取り上げられて有名になるってパターンなんですけど、この成功事例であっても、採算が維持できないのでは、行政の紐つきでないと、採算を維持できないというような記事もあります。観光振興による地域経済の効果が厳しいものがありますけれど、この報告書にありますように、着地型観光は、簡単ではないということです。町長、この3年、着地型観光への転換を示されてから、3年半が経つわけですが、今、見ていると私の個人的意見ですけど、指定管理業者と観光協会などに、今丸投げしている。それで町としての観光についてのアイデアおよび方向性を、示しているというようには思えないわけです。それで現状について、どのように観光について分析して、今後の展開については、どのように考えているのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 芹澤議員はご存知だと思いますけれども、今、日本人の観光人口ですか。これは、もう去年、一昨年あたりから1割減っているということをおっしゃっています。これは、日本人ですよ。ということになると、日本人のお客を対象にするということになると、1割は減っているということだと思います。単純計算ですよ。それを補うのは何かと言ったら、やはり海外からのお客さんを誘客しなければいけないことだと思います。そういうのを観光協会なり指定管理の業者には言っております。そういうのを含めた中で、どうしたらいいのかは、やはり、これの主導は観光業者です、町でなくて。観光業者が主導でこういうものをやりたい、こういうものをどうだろうと。町に進言していただいて、町と一緒に進めていくというのが、私は本来の姿だと思っております。これは、前から言っておりますけれども、そのようなことで進めていきたいと思っております。ただ、年間を通じての通年型の観光と言うのですか。これに對しましては、去年あたり、夏だけじゃなくて、通年型になってきて、微々たるものです。他の月の観光客が、増えたりしておりますので、通年型にだんだん変わってきているのかなというような数字は表れております。

そしてまた、ふるさと納税感謝券を配布しております。この利用者がたくさんいます。こういうのも、やはり観光振興ですか。これに對する、私は、町の施策が感謝券ですか。そう

いうものを産んで、それが観光業者に還元されているということで、そういうのも目に見えない振興策ではないかと思っております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 今言われたように、ふるさと納税の感謝券使って呼び込むというのは、そういうのは目に見えないというか、目に見えなくて現に見えているわけですから、そういう町としてアイデアなり何なりを出すということで、言われているように、その観光業者に任すということじゃなくて、どんどんアイデアを出して、町の観光商工課がこう話し合いというか、ただ、観光協会から来た予算書、何ですか。計画書見て、それで予算出すのではなくて、それをチェックするという、そういう知識なりこのアイデアを出すという、そういう方向で向かってもらいたいと思います。

あと次、もう1つ、当町における着地型観光のコンテンツとしては、代表的なコンテンツとしては、堂ヶ島遊覧船から、町内飲食店までいろいろあるわけですけど、いずれにしても、観光客は8月に集中しているのが現状です。平成26年に静岡県観光交流動向の調査結果で、西伊豆町の場合、最盛期の8月と、端境期の2月を比較すると、交流人口、8月の3割、交流人口が。交流、来る人は、8月の3割に減少するけれど、宿泊客は58パーセント、6割を維持しているわけです。このことは、端境期はね、在来型の温泉観光のコアの客層に助けられているってことで、それでこの端境期には、呼べる観光商品がないということを示していると思いますけど。またこの西伊豆町を訪れて、着地型商品があったから試してみようかではなくて、今求められているのは、見たい、体験したい商品が、着地型商品が西伊豆町にあるから訪れたいという、そんな状況を作り出したわけですけど、現状、各団体に補助しているけれども、改善の糸口は見えないというわけで。私は思うわけですけども、町内外広範囲、全国レベルでも。この着地型商品をね、募集して、その団体なり個人の商品開発を、支援してはどうかと思うのですけど、どうでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） なのでそういうものも私が言ったように、観光業者の方が、そういうことを、町が全然言っていないわけではないですから、いろいろな中で、私たちは、こういうものをやりたい。ここまでできるから町はこういう手伝いしてくれ。こういう支援をしてくれというような、具体的なものは、やはりそれがプロは考えていただきたいと思いますよ。今、いろいろ芹澤議員が、町が町がって言いますけどもね、簡単にできれば、効果が表れれば、皆どこもやっていると思います。これは難しい問題で、なかなか効果が表れないと。今

言ったように8月と2月の里が何とかだって、うちの方の観光と言いますと、やはり海を使った観光、8月の時期と2月の時期と海がどうなっているのか、その辺芹澤議員はちゃんと知っていると思いますけども、そういう2月にはハンデがあるということも加味して、やはり西伊豆町としてどうしたらいいのか。もし芹澤議員、そういうような施策があったら、こういうものを考えているのか。ぜひ教えてください。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 今、私が提案したこの募集をするということは、考えられないのでしょうか。募集して支援する。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 支援ということは抜いてください。支援なんてことは、私は、はじめから考えておりませんから。皆さんが西伊豆町のために、こういうものがよくはないかというような提案をしていただく。それに対する支援なんてことは、はじめから考えておりません。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） この観光型商品を起こす、開発するってことは企業なりに、個人が商売としてやるわけですから、それは、当然お金がいるわけですよ。だからそういうことを、今現状では、改善が見られないから、そういうことを広い範囲でアイデアを募集して、やる人がいる場合は、金銭的なことではなくても、例えば、土地を提供するとか、そういうことで、支援できるわけです。そういうことを言っているわけです。

議長（堤 和夫君） 質問者に申し上げます。

質問の内容が、ちょっとよく分からないのですが、どういうことを今質問したのか、少しまとめて、要点を言っていたきたいと思いますけど。

芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 私の募集ということに対して、少し答弁がずれているもので、募集ということと、その支援ということは考えられないでしょうかということを聞いているわけです。

議長（堤 和夫君） 何を募集。

2番（芹澤 孝君） 観光、着地型観光をする人。

議長（堤 和夫君） 着地型観光をする人を募集するということですか。

2番（芹澤 孝君） だから。

議長（堤 和夫君） そういうことは考えられないかということです、町長。

町長。

町長（藤井武彦君） ですから言っているように、それは業者の方にお願いする。観光協会の方が主導して考えていただくということでもあります。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 観光協会募集しても、なかなか来ないと思うのですよ。町なら町で、何かやりませんかとかホームページかなにかで募集したら、それはやる人も来るかもしれないけど、観光協会ですら募集、こういう事業どれくらい、何かやりませんかと言ってもなかなか来ないのではないのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 今、芹澤議員は、観光協会、観光業者のことをやれと言っております。先日、昨日、一昨日も、ある議員からいろいろな職種の方が困っているから、それに力を入れてというようなことも出ております。1つやるとやはりそれは、では仮に今、芹澤議員がおっしゃっているように、観光業者の方に支援しろということになると、では、他の業者の方も、じゃあ、おらもやってくれという話になると思います。それとまた、一昨日のある議員の質問があった時、ある人が町長室へ来まして、俺たちは、俺はこういう状態にあると。それが、それなら俺たちもそれをやるのなら支援してくれていいのだということが出てきます。これはやはり、業者が自分たちが飯を炊く、商売していく上で何が必要なのか、それは真剣になって考えていただきたい。それに対する町のフォローはやらなければいけないと思っておりますけども、やはりそれは業界と町が一体になって考えなければいけないけども、やはり、業界の指導でやっていただきたいというのが、私の気持ちです。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 町内においてはそうなのですが、私の言っているのは広い、全国的レベルでね、西伊豆町に来て、商売やりませんかって人を募集したらどうかということですよ。

次、現在この西伊豆町においてはですね、交流人口がバブル期より暫時減少して、東日本大震災、平成23年を最低として、その後、年々微増していますけど、震災前の、この平成22年までの数字まで回復せず、バブル期の5割なわけです。交流人口というのは。それでこれが、静岡県内でも平成3年のバブル期の観光交流客数まで回復してないのは、この伊豆地区だけなのです。

これは今まで、伊豆地区というのは温泉観光一辺倒であったことに原因があると思うわけですが、そのような中で、韮山反射炉のような例があるように、伊豆地区の着地型観光はですね、カンフル剤となるのは、伊豆半島の世界ジオパークの認定だと思うわけですよ。

この現在認定が、平成30年春の見込みになっているわけですが、この認定に備えて、町のジオサイト、どのようにプロデュースし、売り込むか。そしてガイドの人材育成をどうするかですよ。それをまたこの外国案内標識など、この指摘されていたわけですが、これら認定に備えて、いかに戦略を立てるかという期間だと思うのですが、この戦略は、立てることについては考えているのでしょうか。検討しているのでしょうか、戦略は。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは検討しております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） では例えば、具体的なことは言えるのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 具体的には考えておりませんが、こうした方がいいな、ああした方がいいなということは、町内の中で話し合いはしております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） まだ1年半あるわけですから、いろいろ、それ今観光協会ですか、今、頼りにしているみたいですが、観光協会なりと、観光協会何人ですか、人間は。町の観光商工課の人間が多いですね。それだったらそれだけ考えが、いろいろアイディアがあると思うから、いかに売り込むかということは、観光商工課の中で話し合えば、またいいアイディアもあるのではないかと思います。私は、この1つ提言として、今、健康志向の都市の住民を取り込む、フットパスというレジャー流行っているそうです、流行っているというか注目されてきている。この自然のあるがままの風景を歩きながら、要はウォーキングし、自然、観光の要素をミックスしたレジャーらしいですけど。レジャーですね。この町内には、このレジャー観光に適した燈明ヶ崎ですか。今山遊歩道のすばらしいこのジオサイト観光を楽しむ観光資源がありますよね。これらは宿泊施設タイアップして、滞在時間の多いフットパス等、宿泊セットを商品に開発したらどうかと思うわけです。

それですでにこの今山遊歩道の町歩きについては、このモニターツアーが行われたという報道もありまして、この西伊豆町の遊歩道については。これについて、このノルディックなどの付加価値をつけてやれば、この十分に、着地型観光の商品になると思うんですけど。

それと今年度、浮島新線が中止になりましたけれど、これも着地型商品の観点からいくと、早く復活していただきたいと。理由としては、浮島海岸のこの男性的景観である、代表的ジオサイトの、この柱状節理をうまくプロデュースすれば、堂ヶ島のこの女性的景観と対比して楽しめるということで、新たな着地型観光商品になるのではないのでしょうか。そのためにはこの交通アクセスを改善し、バス等の通行をスムーズにし、この浮島海岸のジオサイト、観光地として確立するという、こういうことも考えていただきたい。

それでは、DMOについてです。地域連携DMOについて。この地域連携DMOですか。これ運営資金についてですけど、市町負担金、地方創生加速化交付金か、それとDMO形成補助金の3本柱になっているわけです。将来的には、この入湯税宿泊税で賄いたという方針らしいですけど、このしょうがなく決まるかは少し疑問ですけどね。それ、この伊東、伊豆創造センターへの、当町の負担金は、平成27年度が38万6,000円。平成28年度は当町の地方創生加速化交付金1,000万円と、プラス負担金146万円。そして平成29年度ではですね、当町の創生加速化交付金1,500万円と、負担金246万円との当町のこの負担金は増えたわけですよ。しかしこの負担金が、各市町同じじゃないんですよ。これはどういう理由でしょうかね。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 平等割、それと観光客の過去の実績ですか、入り込み。そういうものは見て、負担金の額を決めております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） この2点目として、DMOのこの運営資金の確保の方針として、今、市町単独で実施している事業を連携させ、この誘客の効果上げることにより、各市町の観光予算をDM予算に切り替えるってことが明記されているわけですね、計画書に。ということは、これはこのあれですかね。現在、観光協会等にこの委託料を払って、誘客事業を行っていることも、これDMOに移すってことでしょうか。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） 28年度以降のことは、また、28年度までは現年で決まっていますけれど、29年度以降のことは総会で、いろんな各市町の負担金というのを決めます。芹澤議員がおっしゃっている日本版DMOの組織に乗っかっている29年度以降の数値というのは、あくまでも美しい伊豆創造センターが、案として作成してありますので、これが決定事項ではありませんので、ご承知ください。

議長（堤 和夫君） 今の答弁でいいですか。聞いている質問が少し違ったと思いますけれども、もう一度質問してください。

芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） これは今、各市町の観光予算をDMO予算に、美しい伊豆創造センターの予算に切り替えということが書かれているわけですよ。ということは現在、観光協会に町が払って委託している誘客事業等もゆくゆくは、美しい伊豆創造センター、DMOに移すか移すのかということを知っているわけです。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 全部移せれば移したいと思いますが、それは、不可能だと思います。それはやはり、地元の観光協会がやらなければならない仕事もたくさんあるかと思っています。それは、金額は減ってくると思いますが、1つの例として、アンテナショップですか。今年1,000万の地方創生のお金をもらったのも、美しい伊豆創造センターの中で、東京へとアンテナショップを作ろうかということで、申請していただきました。それを各町がとおして、そこへと入るといような仕組みになっておりますもので、今、単独で、うちがアンテナショップやっておりますけれども、それが今度は連携して、1つの美しい伊豆でやれば、私たちが今単独でやっているものは経費が少なくなると。その代わりに、美しい伊豆の方の負担金が増えると。全部ではないです。そういうように連携してやれば、今までの予算よりも安くできるというような、私は、美しい伊豆創造センターですか。そういうような組織になってもらいたいし、そういう意見は今からも言っていかなければいけないし、そういうようなことで運んでいかなければいけないというように思っておりますもので、何事も連携で行って、お金は余分にかかるということではなくて、連携したらお金が少なくて済む。人員の派遣も少なくて済むというようなことで進めていきたいなと思っております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） ではこの金銭的な面ではなくて、このDMOの設立条件ということで、この舵取り。これは大変重要なポジションであるマーケティング及びデータ収集、分析を行う専門人材を常駐させなければいけないということになっているわけです。この間までのこの設立計画書を見た時は、この人材が決まっていなかった、専門人材が。これ決まったのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） 各種データの分析収集の責任者が決まっていなくて、

まだ、町の方にはここが決まったという報告は入っていません。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） それでは、そのDMOっていうのは、形成事業っていうのは結局この地方創生加速化交付金という、このやはり目当てにしているわけで。だけどこの交付金っていうのは義務付けられていることとして、このPDCサイクルですか、を整理してこの事業の、効果の検証、事業の見直しについて、公表するっていうことになっているわけです。結果および効果を。ということは、これ、いつの時期にどのような形で公表する、効果と結果を。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） そういった検証等は、美しい伊豆創造センターの方で行いますので、こちらの方ではちょっと分らないです。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 課長は美しい伊豆創造センターじゃなくて地域連携DMOのこの設立計画の中に担当、しっかり西伊豆町の担当者として明記されているわけです。その辺のことは全然分らないわけですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） まだ専門家が誰か分からない、そういうような組織の中で、今、芹澤議員がおっしゃったように、結果とか効果ですか。そういうものいつ出るといっても、それはなかなかまだ、組織がしっかりとしない組織ですから。それは少しまだまだ時間がかかると思います。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 次にもう1点、この計画書についてですけど、第1ターゲットをこの台湾、香港など20代から40代。第2ターゲットを、すいません。誘客の、誘客するターゲットを、第1ターゲットを台湾、香港、東アジア、20代から40代。第2ターゲットを欧米のアップ層。そして、3番目に国内の新規顧客っていうことになっていますけれど、何で外国人が第1ターゲットかというに少し疑問があるのですけれど。

というのは、平成26年に伊豆地区に宿泊した観光客、1,091万7,000人いるわけです。その中で、外国人観光客は20万907人ですか。わずか1.8パーセントしかいないわけです。西伊豆町については、ちなみに、8万6,832人で、外国人が4,322人。パーセントで1.5パーセントです。先ほども言われたように、この人口減少で、旅行形態と国内の需要減少が縮小してということで、インバウンドに向かうというのは、それは分かりますけど、外国人って

いう牌はそんなに増えるのかと、増えない中で牌を取り合っても、そんなに増えないのではないかと、大きく改善する余地はないと思います。なのに、この計画書を見ると、計画プロモーションなどの海外のプロモーションにこの多額の予算を立てているのですが、このあまりにもここにお金をかけすぎではないかと思うのですが。

それと外国人観光客の客数の伸びを、ではどれぐらいに見ているということですけど。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 芹澤議員、先ほど言いましたように、日本人の観光客数ですか。これはもう去年、一昨年あたりから1割減っています。今年あたりを比べれば、全盛期に比べれば1割5分から2割、日本人の観光客が減っていると思います。そういう中で、今、外国人の観光客はどうかと言いますと、政府が進めているように、2,000万を目標にするとか3,000万を目標にするとかというような案を出しまして、それに近い数字が2,000万ですか、の数字はクリアされているということで、伸び率を見たら日本人の観光客より外国からの観光客の方が伸びていると。その伸びている観光客をどういうふうにして、私たちの町へ、伊豆半島へと来ていただくかというのが、今からの勝負じゃないかと思っています。そういう意味で、インバウンドというのですか。これは真剣になって考えていかなければいけないなど。ただ、外国から来たお客さんが、どういうものを望んでいるのか。その辺をしっかりと検証しまして、業者といろいろ話をして、観光客が望むような施設、また地域にしていきたいというのが、私たちの役目じゃないかと思います。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） では次にこの西伊豆町で、単独のこの地域連携DMOの設立をしないかということなのですが、これ、なぜこういう質問したかということは、総務省で、推進しているこの地域おこし企業人交流プログラムというのがあるのですよ。この内容としたら、三大都市圏の大企業の社員に1年から3年、必要とする市町村に定住してもらって、DMO、観光協会等で、民間企業で培った専門知識、業務経験、人脈、ノウハウを活用して、滞在型観光の商品開発および特産物の販売事業に対する助言、マーケティングの運用を行うというこの事業なのですが、これを、この伊豆半島広域の観光という、町長、美しい伊豆創造センターですか。それをやっていこうとのことで、一体になってやっていこうということを言われているわけなのですが、今、だけど各市町で知恵を出して、それでそれぞれの町が観光資源をブラッシュアップしてくというのが、まず第1歩だと思うのですよ。それにはこういう今までない人材を、使うということはすごい効果があることだと思うのですが、こうい

うことは利用するというかね、この地域おこし企業人交流プログラムというのについて、検討されるとどうかと思いますけどどうでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） そういうことを、美しい伊豆創造センターの中で地域連携DMOを立ち上げるといことであります。そこと町は連携して、地域密着型の観光を進めていくといことであります。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） いやだから、今まで伊豆は1つになるうといことであるいろいろやってきたのだけど、まとまらなくて、なかなかまとまらなくてここで伊豆創造センターといことのできたって話なのですけど、これだから、私が言いたいのは、まずは西伊豆町の観光資源をブラッシュアップする、それで美しい伊豆創造センターを、創造センターね、そちらがあるのだけど、それ、まずは西伊豆町の、観光資源をブラッシュアップするといこと、その企業人交流プログラムを利用したらどうしようかといことですけど。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 地域連携DMOとは全然関係ない質問ですか。少しその辺を教えてください。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） このDMOの、DMOの中に入っています。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） ですから、DMOを立ち上げるってことであれば、美しい伊豆創造センターの中に立ち上げて、そこと連携しながら西伊豆町のDMOをやっていくといことあります。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 最後、地域連携DMOについてですけど、このDMOと行政と観光振興計画策定ですか。観光振興事業、インフラ整備などの事業を合意形成しながら連携していくといことですが、このDMOを、美しい伊豆創造センターの戦略の考え方としては、今後は、この各市町の地域づくりに影響を与え、誘導していくといことなのですよ。といこととは、この各市町が行う地域づくりの政策について、今後は何かする場合、このDMOに1つずつお伺いを立てるっていうか、いことになるのですが、そうすると、この町のDMOは、観光行政といことのはこのDMO頼りとなると、この自由度がないし、独自性がなくなる

ということはないでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） そういうことは考えられますか、芹澤議員。そんなばかなことは考えませんよ、町だって。この美しい伊豆創造センターでやるものはやるもの。西伊豆町が単独でやるものはやるもの。これは分けてね、やらないと置いてかれますよ。そんなばかなことは考えていませんから、心配しないでください。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） それでは観光キャンペーンとか、このインバウンド誘致、マーケティング、プロモーション、人材育成に連携して取り組むということ書いてあるわけですね。連携して西伊豆町とか、その美しい伊豆創造センター。これはでは取り込むというか、具体的には、例えばインバウンドの観光キャンペーンでも、具体的にはどういうふうに連携してやってことは、できているわけですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） この10月にも観光、今度温泉博か、今度は温泉博が台湾で開かれます。それに美しい伊豆創造センターが中心になって、そこへと出展すると、出展して誘客宣伝に努めると。5月にやったトップセールスが。で行ったのもやはり旅行博ですか。それは旅行博でそこへとブースを設けて、静岡県、また伊豆半島を売って、誘客宣伝を努めますと。そういうのは美しい伊豆創造センターが中心になってやっております。そういうものを今からだんだんだんだん、台湾だけでなく、いろいろなところでやったらどうかというのが出てくると思いますが、前から私が言っているように、議員さん方にもぜひそういうところ行って、トップセールスの誘客宣伝ですか。議員さん方にもお願いしたいということでもありますので、ぜひ議員さん方にも、そういうところに出かけていき、誘客をしていただきたいというように思っておりますもので、そういうことやってないじゃなくて、少しずつやっていることは事実ですから、それに議員さん方も協力していただきたいなと思います。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 今の台湾のあれですか。トップセールスとか、それはでは町長が言っているからといって、計画としては美しい伊豆創造センターが立てたけど、町長が参加しているということで、これが連携ってことですかね。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） じゃないですか。美しい伊豆創造センターをやっているのだから。そ

それは町の、私だけじゃなくて、町の職員も観光課が行ってやっておりますし、それは観光関係の人が行ったり、別に行ったりってことでやっておりますからね。ただ、私は、町長だけは行っているということじゃなくて、そういう旅行博、観光博につきましては、職員も行ってブースですか。そこで宣伝に努め、また誘客に努めております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） では、最後に一言言わせてもらえば、この観光協会などの団体は、観光業者だけの取り組みに終始しており、関連産業や住民を幅広く巻き込めていない、観光課的なプロモーションを実施するには民間的な手法に長けたですね、この地域連携DMOの存在が不可欠だっている指摘があります。しかし、美しい創造センター、DMOが、まだ、未知数ですので、監視機関である首長会議が、この十分機能するようにお願いして、私の質問を終わります。

議長（堤 和夫君） 2番、芹澤孝君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。（ 1 : 3 2 : 5 4 ）

休憩 午前 11 時 11 分

再開 午前 11 時 19 分

高 橋 敬 治 君

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告 7 番、高橋敬治君。

3 番、高橋敬治君。

〔 3 番 高橋敬治君登壇 〕

3 番（高橋敬治君） それでは議長のお許しを得ましたので、壇上からまず一般質問をいたします。

私の質問は、大きく 3 点でございます。

1 番、斎場について。

2 番、非常用電源について。

3 番、地震・津波対策についてでございます。

まず最初、1番、斎場についてでございます。

先般、第2常任委員会において、環境福祉課の所管事務調査があり、西伊豆町斎場の現地視察をさせていただきました。1963年に建設されて以来、すでに54年目を迎えており、耐震性の欠如は言うまでもなく、ロストル式火葬炉の老朽化、場内電気設備配線の経年劣化などを目の当たりにし、年間300人あまりの方々の火葬を継続して受け入れていくには、あまりにも心許ないと、改めて痛感した次第です。新斎場建設は、利用する西伊豆、松崎町の住民にとっては喫緊の課題であると言われながら、すでにかかなりの歳月が流れています。就任以来、幾多の課題に積極的に取り組んでこられた町長にとっても、残された大きな課題の1つであり、残任期間、半年あまりとなった現在、建設について何らかの道筋を示す最終段階にあると理解しております。

平成28年3月、定例会の一般質問における回答を踏まえ、質問をいたします。

- (1) 安城岬案の進捗状況について。
- (2) 他の2地区からの提案について。
- (3) 今後の候補地選定の取り組みについて。

大きな2番目、非常用電源についてでございます。

公共施設や災害時避難所等の非常用電源については、平成25年9月および26年6月定例会について一般質問いたしました。それによれば、本庁舎を含む5か所の防災拠点には、自家発電機が配備されており、その他の町指定の避難所等は今後検討を進めていくとの回答でした。

今般、西伊豆町消防団第2分団詰所新築工事において、太陽光発電設備と連携した蓄電設備が導入される予定で、蓄電池は避難所における停電時の電源供給方式としては大変好ましく、大いに評価している次第です。以上を踏まえて質問いたします。

- (1) 学校の太陽光発電設備について。

避難所の停電対策としては、今までは自家用、または移動式発電機などで賄うという考え方が一般的だったように思います。近年になって、昼間はまだしも夜間は静かな電気ということで、蓄電池の導入も検討されはじめましたが、設備費がネックとなり、採用までにはなかなかいたらない状況でした。しかしながら、現在は自動車産業を中心として、蓄電池事業が増大し、技術の革新とともに導入コストも大幅に下がってきております。現在、町内の各学校には、太陽光発電設備がありますが、残念ながら余剰電力を売電できるシステムになっておりません。蓄電設備を付帯することにより、平常時は夜間の保安電力を賄うことも可

能になり、津波浸水域以外の学校は、一時的には、避難所として利用する可能性が高く、緊急時の電源として機能を果たすことができます。学校の太陽光発電システムに、蓄電設備を付帯できませんか。

(2) 安良里診療所の停電対策について。

前述したように防災拠点や避難所等には、バックアップ電源が導入されつつありますが、今回同時に新設される安良里診療所には、停電対策がなされておりません。現在は、比較的小規模な医院・診療所といえども、電子医療機器、電子カルテの導入が進んでおり、緊急時や災害時における重要な役割を考えれば、停電バックアップシステムは必須な設備はないかと思えます。安良里診療所にバックアップ電源を導入できないか。

大きな3番目でございます。

地震・津波対策について。

県は平成25年6月、静岡県第4次地震被害想定を公表しましたが、この被害想定によれば、西伊豆町の死者数は約4,300人で、ほぼすべてが津波による死者となっています。町は、この想定に基づき「西伊豆町地震・津波対策アクションプログラム2014」で減災目標を掲げ、想定される犠牲者を今後10年間で8割減少させることを目指しています。

以上をふまえて質問いたします。

(1) 津波避難計画について。

平成27年度末までに策定となっているが、策定されたのか。

町民への周知方法は。

(2) 津波避難施設について。

県の「大規模地震対策避難計画策定指針」によれば、津波避難施設とは突発地震が発生した場合で、津波到達予想時間までに、避難地に避難できない避難者のために市町が津波危険予想地域内に、指定、確保、整備する避難施設のことで、津波避難ビル、津波避難タワー、人口高台(津波避難マウント)をいう。となっています。

津波避難ビルについて。

町内で指定されている津波避難ビルは。

今後新たに追加する計画は。

津波避難タワーについて。

近隣市町、伊豆市、松崎町、南伊豆町では、すでに数基が建設され、今後も建設計画があると聞いています。西伊豆町の建設計画は。

地区からの要望は。

避難路について。

現在までの避難路整備費用の合計額は。

整備計画や地区からの要望は。

宇久須下月原地区への整備予定は。

以上、壇上からの質問でございます。

議長（堤 和夫君） 町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 高橋議員の質問にお答えします。

1 番目の斎場についてですけれども、(1)の安城岬の進捗状況でありますけれども、これは現在進んでおりません。

それと他地区の提案ですか。これについてもそのあと具体的なものはありません。

今後の候補地の取り組みでありますけれども、私何度も言っておりますように、地区からの提案を待ちたいというふうに思っております。

大きな2 番目の非常用電源でありますけれども、学校の太陽光発電でありますけれども、今のところこれは考えておりません。

安良里診療所の停電対策でありますけれども、バックアップ電源として発電機を予定しております。

3 番の津波避難計画の でありますけれども、策定してあります。

の町民への周知ですけれども、これはまだホームページだけであります。

津波避難施設、津波避難ビルですか。これについては、住民防災センターと中央公民館の2 か所であります。

新たなビルですか。これの追加計画は、今のところありません。

津波避難タワーについてでありますけれども、これも今計画しておりません。

地区からの要望ということでありまして、この要望も今のところありません。

現在までの避難整備の費用ですか。これにつきましては、町で整備した費用が1,290 万円、自主防災で原材料支給としてやったものが170 万円で、合計で1,460 万円です。

津波避難施設の避難路のことでありますけれども、避難計画、区からの要望のもとに宇久須の下月原ですか。そこが1 か所あります。またその3 番目の月原への整備計画、予定計画ですか。これについては、今いろいろ検討しております。そこがいいのか、それともそこへ

逃げるなら学校で逃げて、そんなに時間がかからないじゃないかとか、それとか防災センターですか。そういうところへ逃げることができないのか。私は作ると、そこへと避難所を作りたいという予定だということは申し上げましたけども、細部にわたって検討しなければいけないという課題だと思っておりますので、今検討中であります。

以上で壇上での答弁を終わります。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） それでは、個別に質問をさせていただきます。

まず最初の安城岬の進捗状況ということですが、前回3月の定例会で質問した時には、防災施設と併設すれば、一縷の望みがあるということで、新聞等にもこう発表されました。ただ町としては、大浜区のみでの提案でなくて、浜区、沢田区の同意は得られたのかと、も、得てほしいということをお浜区に言ったということですが、この両地区の同意は、今のところ得られているのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 私のところにはまだ、得られたという報告はありません。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） いろいろ進める上で少なくとも私は、この安城岬案というのは、非常に実現が難しいというふうには思っているのですが、その辺の同意が得られた、得られないという確認が取れませんので、あまり軽々なことは、発言はしたくないのですが、まずこの安城岬というのは、これ平成16年の10月に西伊豆町賀茂村新庁建設計画の中で、夕陽をモチーフにしたまちづくり事業ということで、黄金崎公園や西天城高原などと合わせてですね、安城岬公園の整備、これをやるのだというふうに計画されたと聞いています。実際には、この安城岬の整備事業はいつどのような形で実施されたのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） 平成16年から18年にかけて工事を実施しております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） これの事業にあたって、補助金とかそういうところが分かれば教えてください。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） そういうことを求めるのであれば、この通告書へと書いてくださいよ。

ちょっとそういう資料はね、持っていればあれですけど、なかなかそういうので時間潰すの

はもったいないものですから、できるだけ通告書には詳しいそういうこと書いていただければ。ただ斎場でその安城岬のことでそういうことを聞かれるってなかなか資料を持ち合わせておりませんので、ぜひそういうことをお願いしたいと思います。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） よく分かりました。それはまた、課に聞きに行くことにします。その中でこの安城地区というのは、名称、伊豆西南海岸というところですね、伊豆半島沿岸、海岸保全基本計画（変更案）というのがありまして、この中で、今言った名称、伊豆西南海岸における、安城岬の地区種別、これは今どうなっているのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） これ、うかつな返事はできませんけれども、私は、変わってないという認識であります。ただ、高橋議員。ここは高橋議員がおっしゃったように、ここへと斎場、また防災ですか。そういうものを作るということは不可能に近い問題だと思っております。これはですけども、大浜区の皆さん方、また仁科地区の皆さん方が、町が困っているのであれば、こういうところもいいよというような提案をしていただいた。その気持ちを、大事にしたいと。それで、私は3地区の同意が取れたら、だめ元で県なり国へとお願いするということがあります。ただ、住民の皆さん方のそういう暖かい気持ちを、どういうふうにして、私たちが、取り入れて反映するかが、大きな課題だと思っておりますもので、その辺、高橋議員もおっしゃるように、非常に困難な問題だとふうな認識はしております。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 計画の地区につきましては、2種地区になります。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） これ文化庁と県の教育委員会の主導で、3町、教育委員会が策定して、今、第2種ってことは、ある意味では地域住民の生活の場であり、全体的な調和の上に立った調整が行わなければならない地域ということで、そういう意味で言えばそんなに固い縛りが無いという理解でよろしいでしょうか。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 確かに縛りについては、少し緩やかな部分があるわけですけども、現状申請を一度してあるものを再度直すということは、非常に難しいというふうに考えております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 安城そのものの質問はこれぐらいにしたいのですけども、ただ、言いたいのは、確かに、大浜区の方々の、町が困っているということでこういう提案もらったということあれなのですけども、非常に可能性が、今聞いていますとこう薄いのではないかと
いうものについては、僕は、逆に言うと、早く近隣地区の同意をもらうなり何なり、あるいはそれとは別に並行して、本当にここにこの前言った一縷の望みがあるのかどうかって検討も、同時並行して進めないと、少なくとも、先ほど冒頭で言いましたけども、町長の任期はあと半年あまりなのです。そういう意味では、そういう調査をしてもいいのではないかなというように、これは提言として捉えておいてください。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 私の任期は半年でありますけども、この町の行政というのは、私がやめてもやめなくても続くわけですから、これは、いつでもやると。私がいる間にやらなければいけないという縛りもないわけですし、それは皆さん方も同じことで、皆さん方の任期の時に決めた方がいいのか。また改めて新しい任期の方が決めた方がいいのか。その辺は、皆考え方が違うと思いますので、私のその任期とか何とかには縛りがないというように、私は考えております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 今のことについては少し反論がありまして、町長がやっぱり所信表明なり何なりで、自分の任期中に何とかすると、いろんな事情もちろんありました。ありましたけども、そういうこと言っているのだから、僕はあと半年あまりに迫ったんで、それなりに道筋を示す、あるいはもうこういう状況なので、時期の新しい任期の人に送るんだというのかね、その辺を少し聞きたかったわけです。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） ここに私の所信でやりたいということは全部できるかって言えば、それはできないと思います。

できるものもあるしできないものもあると。それは積み残しもあると思いますけども、それは私が考えたからやらなければいけないということになれば、いつだってやめることができなくなりますから、それはそうではなくて、柔軟に考えていただきたいというふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 次へ行きます。

他の2、3って言いましたね、先ほど。提案、これについても進んでないということなので、進んでないものを聞いてもしょうがないのですけども、ただ、私いろいろ提案があること、あるいは斎場整備検討委員会ですか。これの委員会、斎場建設準備委員会ですか。これらの案は、ある意味ではもう前回も言いましたけども、ある程度公表すると、先ほどの山本議員の答弁の中には、西伊豆町の中に作るということは非常に難しいと、こういう発言があったわけですけども、そういう中でこういうところが候補としてあげられたのだよと、さらにこういう中で地元をなんとか推薦できるところないのっていう、ある意味では最後の、それこそ一縷の望みをかけてですね、こういうところが出て、検討して最終的にあの当時は洋らん跡地に決まったのですけども、そういうのを公表すべきではないかというように思いますけども、いかがでしょう。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 公表しますと、そこは候補地に決定するのです。意外と皆さん聞いている方は。それがもう前提になるものですから、できればそういうものはなしにして、白紙の状態で臨みたいというのが私の気持ちです。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 1つに絞ってという意味じゃありません。9か所ないし、13か所出ましたので、こういうところが出ましたということで、それぞれ関連する地区なり関係者なり、こういうところから、これもいいじゃないかとか、あるいは推薦もらって進めていくべきではないかという提案でございます。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） ですからそういうものを公表すると、やはりその9か所ないし10何か所の候補地が、ここの中から選ぼうというようなことになりかねない、そういう心配があるものですから、できれば今公表しないで、皆さん方から、ここがいい、あそこがいいよというような提案をいただきたいというふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 自分らの近隣が、そういうのに指定されたって知らない町民の方がほとんど多いわけです。そういうことから何か、今の状況を打開するためには、僕はそれを知らせる方がいいのではないかなと。これは、そういう行政のトップは町長ですから、町長がそういうことであれば、それはそのとおりなのですけども、私はそういう提案をしたということでございます。

次いきます。

今後の取り組みの中で、先ほど松崎町との、こう話が出ました。町長は、松崎町と共同設置、これについては、松崎の町長と時々話をしていると、こういう先ほどの山本議員への答弁がありましたけども、実は平成 28 年度の松崎町の 3 月議会、ですからこれは一般会計の予算審議ですけども、この中で、斎場のいわゆる修繕費用ですね。これに関連して、2 人の議員から実は質問が出たのです。

火葬場に関して西伊豆の私の一般質問聞いた方から、私、松崎、西伊豆でどうしてもできないのなら松崎まで広げてという話をしました。それに関連した質問をしたところ、松崎の町長は、火葬場に関しては、西伊豆町がはじめ合併特例債でやる云々と話をしたものですから、松崎町が参加できない。特例債でやると参加できない。けれども下田を中心に、下田と南伊豆、これ先ほどの下田斎場ですね。これで協力して火葬場に関してはやろうという話が進んでいて、松崎町もどうですかというような話がございましたと。私たちは、西伊豆町と今までやっているわけですから、西伊豆町と相談しながらいきますよ、というようなお話をしているわけでございますと。先ほどの町長の答えが、町長同士ではやっている。ただし、担当の課なり、そういうところが松崎町と接触した形跡がないということですので、そういうことで、町長同士が話をしているのであれば、これは松崎と、これ松崎とやるってことになれば、過疎債をお互いに使って、過疎債適用に 26 年 4 月からなりましたので、これで費用も半減できるというメリットもありますし、いわゆる選択する土地。これの可能性も広がるわけですから。町長もそういう考え持っているのだったらぜひ、具体的な、具体的と言いますか、まずは担当レベルの話も、これから進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） やはり、担当課長に相談させるには、ある程度、西伊豆町で作る。また松崎町へと設置してくというような、ある程度のアウトラインが、できてからの方がいいのではないかなというふうに思っております。それは、お互いの町長、また職員、また議員の方々と、話し合っておいて決めなくてはいけない問題でありますけども、やはり場所の選定ですか。それをした中で、松崎町、西伊豆町で作るのか松崎町で作るのか、そのくらいのことを決めてから、担当課長に正式に話し合いをなさいたいという指示はしたいなというふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） それは、まさにそのとおりだと思います。

その中でね、下田斎場の話が出ました。昨日、一昨日ですか。南伊豆の議員さんも傍聴に来られていましたので。下田関係の斎場の話どうですかと聞きましたところ、一組の、一切そういう話がないと。具体的にはもう1年、2年前に建て替えをしなくちゃいけないよね、ぼちぼちという話が出たけども、ではそれが具体的にどうだという話は、あまりなされてないし、南伊豆の議会そのものには一組の議員さんから報告はないということです。それと前回も言いましたけども、やはり下田ということは、現在の位置に例えば作るとすれば、宇久須地区からは相当遠くなりますし、それがどこか中間点でという話になりまして、1市6町というような話になりますと、可能性は非常にこう薄くなってくのではないかなというように思います。ですから、先ほどの何とか西伊豆町内という方向、それから場合によっては松崎町含めると、こういう方向性をできるだけ早く、やはり、こう確立していくというのですか。そういうことでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは私も望むところであります。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） それでは、次の非常用電源についての質問にいきます。

この中で、先ほど学校の太陽光発電設備に蓄電池を付帯ということについては、考えてないということですが、それに関連して、少し。

今回の消防団第2分団詰所、ここに20キロワットの太陽光発電設備、ならびに7.2キロワットアワーの蓄電池を2系列、これ設備するということですが、これはどういった主旨なのでしょう。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 詰所を中心に考えないで、私は住民の避難場所ということを中心に考えました。その中で、あそこへと住民が避難するのであれば、非常用電源ですか。これ必要ではないかなということで設置をいたしました。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） これは契約の時に聞いたのですが、はっきりしなかったのが再度お聞きしますけども、臨時会、8月の臨時会、契約の承認の時に聞いたのですが、この7.2キロワットアワー×2基。これのいわゆる電気工事込みの、いわゆる蓄電池費用の総額ははいくらですか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 蓄電池だけに限ってお話をさせていただけると、蓄電池 2 基では約 350 万円になります。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3 番（高橋敬治君） これぐらいの値段にこう落ちてきている、これに実際には工事費がかかるわけですが、先ほどの中で、町長と避難、詰所というよりも避難してくる方々のと言いました。この内容を少し、内容の話ですが、臨時会の中で加藤議員か誰かの質問の中で、この蓄電池というのは、2 系列だと。1 階用と 2 階用だと。つまり 1 階が消防団詰所です。2 階がいわゆる避難所なのです。これ 2 系列に分けた理由は为什么呢。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） こちらの 2 系列につきましても、ごめんなさい。2 階がメインの避難所ということではありますが、1 階の施設についても、当然のように避難が可能ということで、2 系列の確保はされております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3 番（高橋敬治君） そうしますとね、今、避難所優先ってことなので、少し違うかと思いますが、消防団の第 3 分団、この詰所、これに非常用電源はございますか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） ですからそういう比べになると、第 2 分団の方は避難所を併設してあると、そこを住民の避難所として電気が必要じゃないかということで、今みたいなバックアップを考えました。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3 番（高橋敬治君） 第 3 分団からこういう要望は出なかったのでしょうか。つまり、消防団はイメージで言いますと、自分らが移動用の発電機やはり何基か持っているわけです。今まで僕は消防やったことないから断定はできませんけれども、消防団のものは移動用の発電機持っているので、いつでもどこでもそれをかけて、コードリールかなんかに接続して照明をとることや、いろんなものを取るといことじゃないかと思うのです。ですけど、今回あそこに、非常に立派な建物ができたわけですよ。そうすると少なくとも、発電機接続盤的なものは準備すべきじゃないかと、つまり発電機をいつでもあそこに繋げる設備です。発電機を繋げれば、詰所の中のいわゆる単相 100 ボルト電源、これ全部使えるわけです。だから 1 年足らずのうちに作る設備について、片や非常用電源の設備がない。片や十分なバックアップ

電源を使っている。それはもちろん避難所が併設されているからってことでしょうけども、僕は、消防団に聞いてもらえれば、こういうものは必要だというふうに答えると思うのですが、その辺の配慮ではないな。設計時点で考慮はなかったのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） 計画時点で私、いなかったものですから、そういう要望があったとは聞いておりません。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 課長はそういう答弁しますけれども、これは最小の費用で、最大の活用をしていただきたいということで、消防団とも話し合いましたけれども、消防団の方からも要望ですか、もなかったし、それでやっていただけるとように私は思って、今みたいな、高橋議員がおっしゃるようなことはやらなかったということが実情であります。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 私は、ある消防団の幹部の方から聞きましたら、いやあ、もうあそこには最低限そのぐらいのものは、欲しかったと言ったので、そういう話し合いの中で発言する、あるいは要望する機会がなかったのかも分かりませんが、今考えても、やはり消防団の詰所、いざという時に、外で発電機ぶん回して、中の照明を賄うのではなくて、やはり即こういう発電機、接続盤があれば、それをセットすることによって、中の照明だとかそういうものは使えると、こういうことですので、そういう要望がもしありましたら検討していただきたいというふうに思います。

それは、消防団からそういう要望がなかったということですから、次に進みます。

肝心の太陽光発電です、学校の。これは25年当時も質問しましたけれども、それ以降、やはり売電できるように、やる気があってできないのか。やる気がないのか分かりませんが、未だ、余剰電力は東京電力に、これは無償で垂れ流しているわけですよ。

先ほど言いましたように、第2分団の詰所は、上に避難所で考えていると。先ほどこれも冒頭で言いましたけども、宇久須の小学校中学校の体育館だったらこういうのも、町長は、避難所をホテルだって、それぞれなりに理解できます。けども、今回のいろんな市町のことを見ても、2日3日、あそこに避難してくる方々は、たくさんいるわけです。そういう中では、私は学校に、例えば、全部の学校に作れと言っているわけではないわけですよ。つまり、津波浸水域外、例えば、田子小だとか、あるいは賀茂中、賀茂小、賀茂中、賀茂小はこれ一緒に充電していますので、同じ設備なので、こういうところには、バックアップ電源と

して、蓄電池設備を入れることによって、これ夜間の電源も、つまり昼間充電していれば、夜間の電源の一部を賄うことができるわけです。ですから、今よりもさらに、これはもちろんさっき 350 万とか 2 基ですけれども、こういう費用がかかるので、一朝一夕にはいかないし、いろんな補助の関係もあるでしょう。でもそういうことは、今後考えて、考えるに十分値する案件ではないかと思うのですけども、いかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それはあの学校が、今言われた学校が、永久に存続するという前提で高橋議員がおっしゃっていると思いますけども、私は、近い将来学校の統合があると。そうしますと今の学校はどここの学校を使うのか、新しい学校を建てるのか、その辺もちゃんとしないと、今言われたようなこともできないと、はっきり決まった時点で、やはりこういうものを決めていかなければいけないと。これだけではなくて、全体を考えた中で、今は考えていませんという答弁であります。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3 番（高橋敬治君） 学校がなくなる、なくならないは別にしまして、今の旧田子中は津波浸水域内にあるので、旧田子中につけるとは言いません。だけど、例えばあそこが学校でなくても賀茂中、賀茂小に関しては、先ほどの津波避難路の話もありましたけども、例えば、私なんかは、あそこに逃げるわけですよ。そうするとあそこは、何十人、何百人の多分避難所に、一時的にはなる可能性があるわけです。これから聞きます津波避難計画の中にもね、そういう避難所として、僕は含まれているのではないかと。ホームページに公開しているというけど、ホームページ、少なくとも僕は一般質問出す時点で、まったく載ってなかったもので、今回の質問になったわけですけど、そういうことを考えれば、宇久須地区の人にとっては、あそこの学校施設、小学校の体育館、中学校の体育館、こういうところは十分にその避難所の機能をもつ、あるいは必要な設備ではないかと、こういうふうに思っていますので、今は考えてなくても結構でしょうけども、そういう防災会議なり何なりの時に、やはりそういうことを十分に考慮して欲しいというように思います。学校の太陽光発電設備についてはこれで止めます。

議長（堤 和夫君） 質問中ですが、暫時休憩します。

再開は午後 1 時です。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1時00分

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） それでは、大きな項目の2番の（2）安良里診療所の停電対策についてお伺いいたします。

私、通告書には、バックアップ電源というように書いたんですけど、実際には、自動という意識で、私は捉えていまして、本来は防災拠点、あるいは避難所等は、今自動のバックアップ電源があるわけです。例えばこの本庁舎で言えば、商用電源がなくなれば、これは自動的に自家発が起動する。あるいは、今回の、一般の家庭の太陽光発電装置もそうですけども、商用電源がなくなれば自動的に発電機、あるいは蓄電池からの電源が供給される。そういう意味で、安良里診療所には、さっき発電機で考えていると。

この前の8月の臨時会の時に、建設課長は発動発電機、つまり発動ということはエンジンの発電機で供給しますよという答弁しています。ですからこの質問にあるように、自動でということであれば、発電機というのは人間が手動でやりますので、そういう意味でちょっと質問が、少しあいまいなところありました。私がイメージしているのは、今も言いましたように、自動のバックアップ電源、これが導入されていないという話を元に進めたいと思うのですが、現状、宇久須の池田医院に聞いてみましたら、ここは発電機もある意味では用意していなくて、パソコンのみが、パソコンが持つバックアップ電源、パソコンに付帯したバックアップ電源、これで1時間ぐらいいはあるけども、それ以外アウトだと。いろいろ停電の時も困っているので、いろんな対応を今考えているということを書いていました。1年前に田子の診療所ができましたけども、田子の診療所の現状というのはどうなっているのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 田子診療所につきましても、安良里診療所と同様に発電機を準備しております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 安良里診療所の場合には、発電機が繋げるようになっているというようにお聞き、答弁ありましたけども、田子の診療所も同じように発電機接続盤があるという

ことですか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 田子診療所につきましては確認したところ、接続盤はありません。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） じゃあ、具体的に停電になったら、どういう対応するわけですか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 発電機を回して、あとコードリール等で院内等引っ張って、コンセントで対応ということになってくかと思います。

あと非常電源等は、30分から40分程度、バッテリーを持っていますので、それがついた状態って格好になると思います。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 今現状がそういうこと、それから安良里診療所の場合には、発電機接続盤があるので、これは発電機接続盤がなぜ大事かと言いますと、発電機を繋ぐ、商用電源が切れているので繋ぐ。商用電源が復帰した時に、サージの電流が流れないように、当然マグネットが働いて、商用電源が復帰すれば発電機の方からの電源を止めると、こういう機能を持っているわけですよ。ですから非常に安全、ただ難点は、いざという時に人間が発電機をかけて、そこに繋がなければいけないと。あるいは普段繋いであってもいいのですが、いざという時に、人間がかけなければいけないという欠点があるわけですね。ですから、僕は自動でバックアップ電源が欲しいのではないかなという観点から、質問進めるわけですが、その中で第2分団詰所、今回詰所プラス避難所、こうできます。それから安良里診療所が隣接、公道を挟んでいますけども、隣接してできます。ここを同一受電することは検討されたのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） 同一受電の検討はしてありません。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 本来、東京電力の電気供給約款。これを見れば1需要場所、11構内、1契約、いわゆる受電。それから公道などで分断されていると、同じ構内と見なさない、これが原則です。ですから、別々の設備というように考えれば、別受電でいいのです。でも、これは協議によって必要であれば、そこに公道を挟んでいても、同一受電が可能なのですよ。

同一、例で言えば、西伊豆町で言えば、西伊豆中学。公道を挟んで体育館があります。これ西伊豆中学で受電して、これ公道を挟んで体育館の方に送電しています。それから宇久須の第1水源、この昔からあるポンプ室と、グラウンド側にポンプ配電盤を含めてこう載っていますね。これも同一受電していますよ。もう挟んでいるようなコード、これは私が判子を押すわけじゃないので確定とは言いませんけれども、例えば町が、ここに安良里診療所、これ町の施設、それからこちらに消防団詰所プラス避難所、これも町の施設。間を挟むのが町道、これも町の管理なのです。そういう場合にはかなり必要性があれば、これ同一受電可能だと思うのです。なぜそんなことを言うかって言いますと。例えば今回、太陽光発電設備プラス蓄電池をもっているわけです。そうするとこれ同一受電してれば、停電があった時に自動的に太陽光発電で発電した電気、あるいは太陽光発電で蓄電してある蓄電設備。これが非常時のバックアップ電源として使えるわけです。こういう検討は、どこから、誰もそういう発想というのは出なかったですか。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） そういう発想はしておりませんでした。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） ここの施設というのは、いざ災害が起きた時、あるいは災害が起きなくても、東日本大震災以降の計画停電、こういうことを考えれば、やはり、それと津波浸水域外という事であれば、これは震災が起きても両方の施設というのは非常にこの地元の人、あるいは町の人にとって大事な設備ですよ。そういう意味ではそういう発想まで、やはり、広げて検討する必要あったのではないかなと、僕は思います。今さらおそらく設計が終わって、こういう状況になってくると、なかなかそれを元に戻すではなくて、もういっぺん1から考えるってことは多分できないことだと思いますけども、逆に、別々受電していて、何か生かす方法ないかって方法。これも実はあるのですよ。

例えば、今回太陽光の設備 20 キロワットアワーじゃない、20 キロワット。それに蓄電池を2系列持っている。で、今電気事業法をめぐってもらいますと、太陽光発電設備、これについてはいろんな規制緩和がありましてね、別の構内、別の施設で発電したものを別の構内の別なものに送電できるのです。だから、例えば20キロの太陽光発電ありますけれども、10キロずつ別にするのです。10キロは安良里診療所に送電するのです。ただしこの系列は、詰所とは、これ電源切り離さなければいけないのです。詰所の方は残りの10キロのものを詰所ないし避難所用として使う。こういう方法がおそらく可能なはずですよ。そういうような、

電気の専門家なり、あるいは僕は今回、池田設計さんが両方同時に設計、時期はずれているのかな。あると思ったら、それぐらいのやっぱり提案を、町にしてくれるということも必要だと思うのですが、そういう意味で言えばね、今、僕がこんなこと言うのは遅いかも分かりませんが、そういうふうなやっぱりメリットがある可能性があるということ、本来、大切な、それこそ両方合わせて3億近いお金、使う設備であれば考えてもらいたかったなど。あるいは、設計屋さんはもちろんですけども、当然安良里の診療所の方は高圧受電になりますので、これ主任技師がいるわけです。今、町は保安協会、電気保安協会ですね、関東電気保安協会、ここに委託していると思いますけども、電気保安協会に相談すれば、本当にここ1つで受電できないの、あるいはこういう方法ないの、そういう発想すれば、今みたいなこと、多分、教えてくれると思うのですよね。そういう、こう大切な設備については、発想力を持つべきだと私は思いますけども、今回の私の話について、どういうふうに思いますか。ちょっとその辺聞かせてください。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） 確かに職員が、知識的になかったと。今言われたように、池田設計の方にも相談しなかったという面がありますけど、今回の工事はそれにして、今後そのようなことがありましたら、少し検討してみたいなと思っております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 今後、そのような工事は、そうたくさんあるわけではないと思うのですが、これは、通告外ですからね、分かったら教えてください。

例えば田子の診療所、これは旧田子中の校内にありますよね。これどうして別受電になったのですか。これ通告してないので、答えられなければいいのですが、なんで同じ敷地、同じ構内と、これは完全に見なせます。その中で別受電になったのでしょうか。分かったら教えてください。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） それについては今、分かりません。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 分からないということは、その当時の担当がいなかったとか、そういう検討もしなかったのか、その辺分かりませんが、設備したところに聞いたら、田子の診療所の今契約なり設備が47とか8とか9とか言っていました。つまり、これ50キロ超えると高圧受電なのです、基本。ぎりぎり低圧のところで行っているわけです。ということは、

田子診療所にあと3キロ5キロ、こういう設備が入ったら、田子の診療所は高圧受電する必要あるのですよ。そういう、ぎりぎりのところの設計をしている、あるいはそれでいいという判断、ここで分かりませんって言われたら何とも言いようがないのですけども、旧田子中これをどういうふうに使ってかかっていくのか、確かに田子診療所を設計する段階では、分からなかったかも分かりません。けども、現に、今田子診療所のキュービクルっていうのは、外箱ですけども、これなんかも更新しているわけですよ。

そういうことを考えれば、やはり効率的に考えれば、これから旧田子中、いろんなことで使っていく、その中でバックアップ電源、今多分ないでしょうけども考えておく。そういう中で診療所と1つに、電気的には1つに考えればね、非常にメリットもあるということだと思いますのでね、ぜひその辺の知識はね、これインターネットでいろいろなものを見れば、ありますのでやってください、と思います。建てる時期が違ったりすると、なかなか、そこから受電というのはできにくいものです。

ですから例を2つ話せば、例えば、西伊豆中学、これは西伊豆中学で受電しています。仁科小学校は僕らからすれば同じ構内にあるわけじゃないですか。けど西伊豆小学校は、またこれも別に高圧受電しています。つまり、小学校、中学校でそれぞれ高圧設備は持っている。ですから電気保安協会には、2か所の管理をお願いしている。一方で例えば、賀茂小、賀茂中見てください。あれも同じ敷地内と言えらと思います。

これ同一受電していますよ、そういういろんなその時の事情でどういうふうになったか分かりません。分かりませんが、少なくともそういうこう日頃から、なんでこっちが小学校、中学校分かれている、なんでこっちが小学校、中学校一緒になるのだという発想だけはね、僕はもつべきだと思いますけどもいかがでしょう。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） そのような発想も大事かと思しますので、今後、仕事をしてく上では、そのようなことを含めて、進めていきたいというふうに考えております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） その辺は勉強してください。さっきの太陽光の設備も、これ可能性はあります。切り離して使えば、安良里診療所のバックアップ電源の可能性もある、病院の先生なり、そういう方が、あ、停電になったという時に、発電機をかけに行って、電気的な接続をして、また診療を開始する。こうではなくて、停電があれば、自動的に太陽光で発電したものの、あるいは、バッテリーに蓄電したもの、これが少なくとも100ボルトの回路を使い

ますというような設備にしてあげることが、やはり僕は必要なんじゃないかなというふうに思います。ですから、間に合えばそういう検討してください。間に合わなければ、今後どこかでそういう変更を、かけるなり、こういう検討も必要だと思います。これ以上、聞いてもちょっと答えがなかなか、満足な答え来ませんので、もうこの質問はこれで終わります。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） それでは、3番の地震津波対策についてということで、津波避難計画についてということですが、この「アクションプログラム2014」ですね。前回は質問いたしました。この中に、アクション8番ですか。市町の津波避難計画の策定、これ沿岸21市町、数値目標100パーセント、達成時期平成27年度末、つまり今年の28年3月までということですね。先ほどの答弁の中でこれは策定しましたと。これから町民にどういうふうにこれを啓蒙していくか。あるいは、実際にこの計画を町民がいかにか、何て言うのですか。いざって時に使えるようにしていくのかというのは、これから大きな宿題だと思うのですが、策定してあるということですので、それを前提に少し話をしたいと思います。それを策定するにあたっては、県の方から大規模地震対策、避難計画策定指針というのが出ています。これに沿って、おそらく策定されたのだらうと、ちょっと中身分かりませんが、これからホームページに掲載されることですから、それで確認してくしかないのですが、その中で今分かっている範囲で結構ですので、質問したいと思いますが、当然津波避難計画というのは、津波浸水域、これが対象になるわけですが、現在西伊豆町で、避難対象地区、津波浸水域と避難困難者数というのはどれぐらいあるのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本方正君） まず避難対象地区ですけど、仁科地区が5か所、田子地区が7か所、安良里地区が6か所、宇久須地区が3か所になっております。避難対象者数につきましては、合計で7,470名になっております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） この中で避難困難者、つまり、ある限られた時間内に、想定された時間内に津波浸水域外へ逃げるのが困難な人が多い地区というのは、どこどこでしょう。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本方正君） 仁科地区におきましては、沢田地区、浜地区、大浜地区、築地地区。田子地区におきましては、大田子地区などがあります。宇久須につきましては浜地

区になっております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） この策定指針によれば津波避難困難者、今多い地区、おそらく100名、200名規模でそういう地区には避難が困難な方がおられると思うのですけども、そのために、津波避難ビル、つまり津波避難施設というのを、町は設定するという事になっていまして、質問で津波避難ビルは、今住民防災センター、それから中央公民館、この2か所がありますと。それから昨年あたり加藤議員が、その他に設定できる場所あるのではないかという質問に対しては、当時の担当課長が外階段等を設置しないと、外階段等の管理等の問題あるので、今のところそういう、これ以上設置するつもりはないという回答がありました。それは確かに、それはそのとおりかなというふうに思うわけですけども、問題は、この中の津波避難タワーというところでしてね、これもここに書きましたように、松崎町は、2015年に西区に200人規模の津波避難タワーを建てました。これは工事差し止めだとか、こういう紆余曲折ありまして、その末に、とりあえずは現在完成しまして、松崎町は、第5次総合計画に沿って5年間で3基、これの推進を図ると。だれどさまざまな意見があるというふうに、松崎町のホームページ載っていました。それから伊豆市についても、従来土肥の子ども園ですか。ここにあって、今回、去年ですか。八木沢地区に、これも200人規模のものができましたし、小土肥の生活環境センターにも、計画中というふうに聞いているのですけれども、すでに工事はじまっているかも分かりませんが、土肥地区に3か所ぐらい、それから南伊豆町はもう2年前ですけども、これ湊地区、海水浴場に近いということで、これは住民プラス観光客というのを意識して1,000人規模のもの作ったわけです。防災倉庫も兼ねていると。それから新聞なんかによれば、静岡市あたりは現在16年度までに津波避難タワーを13基、16億円かけて13基というふうに書いてありました。

西伊豆町は過去の質問に対してはですね、町長は、津波避難タワー、これは考えてないということで、私も津波避難タワーについては、賛成する立場にはないです、正直言います。もちろん設置の費用もかかるよりも、維持管理、維持管理は別にして10年先、20年先、30年先のことを考えれば、単なる避難のための津波避難タワーというの、必ずしも賛成する立場ではないのですけども、ただ、先ほど地区からの要望があるとか、こういう話聞きました。議員の中でも、何名かの方が、今まで津波避難タワーはどこだという質問をされています。その中での回答の中には、これ防災会議等でやはり検討するというような回答があった時もあるし、作るつもりありませんという回答もありました。町長はですね、これ作る予

定ありませんというのは、どういう会議なり、どういう根拠でそういうものを決めたのか。どういう会議で決定されたのか、これを教えてもらいたいと思います。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは、課長会議で話し合っております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 課長会議で話し合って、西伊豆町に津波避難タワー計画は、今のところ必要ないということでしたら、私それはそれで、いろんな方の質問に対して今、役場の課長会議では、津波避難タワー必要ないのだと、こういう結論だというふうに話します。ただ一般の住民の中には、やはり未だ津波避難タワー、なんで西伊豆町作ってくれないかと言う人もいますので、どこかの時点で、津波避難タワーについては、どういうふうに考えているという、現時点の考え方がいいのですから、そういうものを、どこか、広報でもいいですし、防災会議等でもいいですし、やはり、住民の方に周知してもらいたいと思います。それがなければ、結局どうせやらないのだから、要望出してもしょうがないという考え方を持っている人もいますので、今、町は津波避難タワーについては、こういうふうに考えているということを周知してもらいたいと思いますけど、いかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 私は、今までも津波避難タワーではなくて、山へ逃げてくださいと。避難場所はそこにしてくださいということは、何かの機会には言っているつもりですけども、なので僕らが今考えているのは、今さらってというような感じもあるのですよ。それはまたやれば、こしたことはないでしょうけど、今までそういうこと言っていないのでなくて、言っておりますから。それは、山に逃げてくださいと。それで私の中では、津波避難タワーじゃなくて、命山ですか。そういうものは、どっかにできないかなというようなことは考えております、常日頃から。この前も宇久須の波入の広場ですか。あそこを、そういうその高台にして、命山にして、その上へと今みたいな施設ができないのかどうなのかも、私の中では検討もしました。それでまた大浜地区の駐車場ですか。ああいうとも命山みたいなことでできないのか。そういうことも検討して、これは土木事務所の方にもお話して、一応設計みたいなものを組んでくれという話もしてありますし、いろいろそういう、命山としてできるようなところが、自分の方から自分で勉強したり、専門家に話を聞いたりということは、しております。そういう中で、まだ表へ出ていませんけども、私はタワーよりも命山、それを作りたいということで、今進めております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） いいです。そういうことを皆さんが承知して納得できればいいのですが、津波避難タワーというのは、さっきも言いましたように、ある一定時間に、その高台までたどりつかないのだという人のための施設ですから、そういう空白の地区、これがあるとすれば、津波避難タワーなり、今町長が言った人口高台なり、こういうものが必要だと。そういう中で、例えば松崎町はそういう、何人かは知りませんが空白地区、そういうところに行けないので、津波避難タワーを作っていると思うのです。だから西伊豆の場合も、こういう地区、こういうものがあれば、想定時間内にこれだけの高さのところに行けますと。そういう裏づけがあれば皆さん納得しますので、ぜひ、そういう今の避難計画の中で、津波避難タワーなり人口高台については、さっき言った津波避難困難者、こういう方が、極端に言えばゼロになるように、最終的にはもってくのが基本でしょうから、その辺の説明よろしくをお願いします。

先ほどのこれの続きになりますけども、そうなりますと、避難路というのが非常にこう大事になってくるわけですが、平成 25 年度のこれ 3 月に星野議員が質問しておりますけれども、この時に、避難路として予算 5,000 万計上しましたという答弁です。これからどんどんやっていくのだと。先ほど、では今までどれだけ使ったのだったというように聞きましたら、1,200 万プラス資材提供ですか。こういうものを入れる、労力が入っていませんので、倍と見ても 2,000 万でしょう、両方合わせて。最初の 5,000 万という予算、それから次の年が、これが、他が進んだのかも分かりませんが 2,000 万、昨年あたりですと 1,000 万というふうに戻つぼみです。トーンが少し下がっている。これも 25 年 6 月加藤議員、あるいは 27 年 3 月、去年にも加藤議員質問していますけども、例えば、今、そういう避難路があるけども、手すりやロープになっているよと、短管パイプにしてくれよと。あるいは階段を腐食しないものに、そういう材質のものにしてくれませんか。それから仁科小、西伊豆中、あるのは、その学校の裏ですね、こういうところの避難路をもう少し充実すべきじゃないかってことに対しては、避難地は校舎だと、子どもたちは。という答弁もしています。つまり 25 年度の最初の避難路を作るのだと言った時からすれば、相当トーンがこう下がってきている。ただその中で第 4 次被害想定、これの結果で、防災専門委員と検討しますよという答弁にもなっているわけですが、今本当に避難路にね、お金をかけてくってのが、非常に少なくなってきたというのは、どういうことからでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） ある程度、整備が進んでいるというふうに解釈はできませんからね。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） そうすると、当初5,000万かかるということだったけども、2,000万某で、かなりの部分もう進んだよと。一方で、個別のそのもう少し充実をしたらどうだっていう質問に対してはやられてないわけですね。その辺の少しギャップがあると思うのですが、その辺いかがですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） やられていないということは、学校、今例に出して仁科小中学校を例に出しましたけども、あそこは3階へ登れば、2階か。2階に登ればもう大丈夫だと。それを3階まで登れば、3メートルなり4メートルの余裕があると。屋上まで登ればもっと余裕があるということで、避難路じゃなくて校舎で、十分足りるだろうということであります。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） そうしますと、また最初のあれと違いますけども、建物じゃなくてね、高台へ避難するのだっていうところと、やはりそれは差異が出てくるわけじゃないですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） ですから、大丈夫なところへと避難路を作る必要ないでしょう。大丈夫だって言われている、その災害の浸水高ですか。それにも十分対応できるという施設であれば、別にそこへと逃げていただければいいのではないかと、私は思っております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） それは、全然違うじゃないですか。僕らが、下月原が、賀茂中の校舎に逃げる、逃げるのは勝手だけど、そこは指定しない。やっぱり高台、避難路、高いところへ逃げてくださいと、そういうことで、今まで来ているわけではないですか。だから浸水域に余裕があるからじゃなくて、浸水域の中に、やはり、さっき言った津波避難タワーだとか、津波避難ビル、だから、仁科の小学校にしても、西伊豆中学にしても、津波浸水域にあるわけじゃないですか。津波浸水域にあるよりは、その裏に、避難路があるわけですから、避難路整備すればいいわけじゃないですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） そういう論法なら、建物が、安全な建物はそこあるのです。そこへと逃げればいいじゃないですか。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 本当にそれで、今まで言ってきたつじつま合っていますか。町長。今まで町長が言ってきたことと、今言ったことと合っていますか。整合性がありますか、僕は合っていないと思います。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 私は、合っていると思っています。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） いいでしょう。これは、町民がもう町民が判断することですから、うん、そういうふうに私は、町長はぶれていると思いますよ。いつかどこかで校舎もいいよと、津波浸水深より余裕があればいいよと。いつのまにか、仁科小学校、西伊豆中学校が生徒の逃げる場所になっている。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 私は避難所として、中学校、小学校を想定しているのではないですよ。避難場所、一時しのぎの場所として、中学校を使ってくださいということですよ。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） だから、避難路はそうじゃないですか。避難路というのは、避難所じゃないのですよ。一時しのぎのために、避難路が必要だと言っているわけです。だからずれていますよ。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 安全な場所へあるとこへと、安全なそういう避難路が必要ですか。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） では津波浸水域にあるビル、今の想定ですと、確かに何メートルか余裕あるかも分からない。でもそれ本当に安全ですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは今、私がさっき言ったように、中央公民館とか、宇久須の中央防災センターですか。あそこだって避難、浸水域に入っています。ですけども、3階4階に行けば大丈夫だと。それは、国県が示している津波想定高ですか。そういうものにあてはめれば、安全が確保できるということです。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） いいです。私の解釈とはまったく違いますので、これはこれ以上議論してもむだでしょう。

質問戻りますけども、この指針の中には、10ページに、町は、迅速な避難を図るため、津波避難案内板の設置をする。それから、夜間停電時における案内表示は、標識等を整備する。こういうふうになっています。先ほどの「アクションプログラム2014」の中に、避難路誘導標識94か所の充足率、平成29年度末100パーセントというふうになっているのですよ。現在、この94か所はまずどこか、それから充足率は何パーセントか、これ教えてください。

議長（堤 和夫君） 94か所全部答えられる？

町長（藤井武彦君） 何も書いていないのでは、通告書へと。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） 具体的な94か所の場所については、ちょっと今。

3番（高橋敬治君） 例えばどういうところですか。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） 今この綴り、1年分の綴りしかありませんけど、沢田の洞とかに設置してあります。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） あとでいけば、94か所はどこが対象か、資料いただけますか。

〔発言する人あり〕

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） 綴りが1年ごとになっていますので、過去の綴りを引っ張り出して、時間をいただければ出します。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 僕は、アクションプログラムに載っているのですよ、94か所って。過去の綴りだとかなんかではなくて、この計画、アクションプログラムを作った時に、94か所どこですかってあるわけでしょう。ないのですか。このアクションプログラムって何ですか、そしたら。

〔発言する人あり〕

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） ちょっと確認をさせてください。

議長（堤 和夫君） 高橋議員、あとで調べて報告するそうですので、この質問はここで切って、次の質問に進んでください。

高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 私が言いたかったのは、そういう避難路、西伊豆町、ある地区ではやったかも分かりませんが、夜間避難の訓練だとか、こういうのというのが、ほとんどやられてないに等しいのではないかと思うんです。今、外灯が新しくなりまして、津波避難路などに、真夜中、例えば東電の商用電源が切れた時に、では、どうやって皆逃げるか。自前の懐中電灯用意しなさいということなのですよ、本来は。でも、やはりある要所、要所には、太陽光発電を付帯した、そういう案内ポール、外灯がもしなくなった時に、少なくとも、避難所の入り口なり、あるいは、危険箇所なりにそういうものがあるというような、やはり、対策を推し進めていく必要があると思うのです。ですから、この避難計画の策定指針の中には、町は迅速な避難を図るため、津波避難案内板の設置をする。先ほど94か所、これを29年度末までに100パーセントやるのだと。それから、夜間停電時における案内表示、標識等の整備をする。これが掲載されているかどうか、分かりません。分かりませんが、こういうことをやる必要があるのですよ。そういうふうに指針なっていますよ。今度作ったのに掲載されていますかということを知りたいわけなんです。避難路というところでは、さっき言ったように94か所とか、これ把握しているのは当たり前のことだと思うのですよ。質問がないから何とかという話はないと思うのですよ。最後の質問に教えてください。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） ただいまのご質問ですけど、94か所を承知しているのが当たり前かという質問でしょうか。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） ちゃんと聞いておいてくださいよ、避難計画に、指針の中に掲載されているので、どれくらい掲載されているか分かりませんが、先ほど言った案内板だとか、案内表示、標識等夜間の、こういうものを、これから整備して行ってくださいよという質問に対してどうですかと聞いているわけです。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 議員の皆さん方をお願いします。いろいろな項目をこう並べないで、1点に絞って質問してください。そうすれば1点について答弁しますから。それで次の質問については、また次にやっていただければ、2つ3つやって、どれを答弁していいか分からなくなるので。それはやはり議員さんにも責任があると思いますよ。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 今のが2つ、3つの質問ですか。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） 十分だとは思っておりません。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 今回、津波避難計画を立てた、町の津波避難困難の地区にね、浸透させていくというのは、非常に大きな、やっぱり労力がいると思います。まして今質問いろいろすると、非常にそのそういう防災、4,300人の命を救うのだという、大きな目標を掲げながら、非常にお粗末な実態、これが明らかになりました。非常に私は不安を持ちました。

以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（堤 和夫君） 3番、高橋敬治君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時52分

報告第3号の報告

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

日程第2、報告第3号 平成27年度西伊豆町第3セクターの経営状況報告についてを議題とします。

当局に報告を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 報告第3号 平成27年度西伊豆町第3セクターの経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社黄金崎クリスタルパークの経営状況を報告する。

平成28年9月5日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては、担当課長から報告させます。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） それでは、報告第3号についてご説明します。

1ページをお願いします。

2番、財産の推移状況ですが、平成27年度は精算第1期で、営業活動を行わなかったため、営業収入はありません。

当期利益は763万8,000円の赤字。

一株当たりの利益、1万5,276円の赤字。

総資産が435万5,000円。

純資産が417万2,000円という状況となっています。

2ページをお願いします。

議長（堤 和夫君） 貸借対照表です。

1番下の資産合計ですが、435万4,966円となっております。

続きまして、3ページをお願いします。

損益計算書になります。

議長（堤 和夫君） 営業損失金として、302万287円。

詳細は4ページのとおりとなっております。

営業外収益として、5万8,688円。

雑損失が、449万3,987円となっております。

一番下の当期純損失金額が、763万8,086円という状況となりました。

続きまして5ページをお願いします。

株主資本等変動計算書となります。

中段の当期純損失が、763万8,086円となり、当期末残高の株主資本合計が417万2,466円という状況となりました。

7ページをお願いします。

監査報告書となります。

以上で簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

議長（堤 和夫君） 以上で、報告第3号を終わります。

議長(堤 和夫君) 日程第3、報告第4号 平成28年度西伊豆町第3セクターの経営状況報告についてを議題とします。

当局に報告を求めます。

町長

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長(藤井武彦君) 報告第4号 平成28年度西伊豆町第3セクターの経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社黄金崎クリスタルパークの経営状況を報告する。

平成28年9月5日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

議長(堤 和夫君) 観光商工課長。

観光商工課長(松本正人君) それでは報告第4号について、ご説明いたします。

1ページをお願いします。

平成28年度の経営状況は、平成28年4月1日から、精算が終了しました平成28年6月27日までの状況報告となります。

2番の財産の推移状況ですが、平成28年度は精算活動だけでしたので、営業収入はありませんでした。

当期利益は32万2,000円の赤字、一株当たりの利益645円の赤字となりました。

総資産が388万円。

純資産が385万円という状況となりました。

2ページをお願いします。

貸借対照表となります。

一番下の試算合計ですが、388万325円となっております。

続きまして3ページをお願いします。

損益計算書となります。

営業損失金として、29万2,149円。

詳細は4ページのとおりとなります。

営業外収益として、利息が8円ありました。

一番下の当期純損失金額が 32 万 2,441 円という状況となりました。

続きまして 5 ページをお願いします。

株主資本等変動計算書となります。

中段の当期純損失が、32 万 2,441 円となり、当期末残高の株主資本合計が 385 万 25 円という状況となりました。

会社の精算によりまして、この 385 万 25 円が残余財産として、株主である西伊豆町に分配されました。

続きまして 7 ページをお願いします。

監査報告書です。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（堤 和夫君） 以上で報告第 4 号を終わります。

報告第 5 号の報告

議長（堤 和夫君） 日程第 4、報告第 5 号 平成 27 年度西伊豆町財政健全化判断比率の報告についてを議題とします。

当局に報告を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 報告第 5 号 平成 27 年度西伊豆町財産健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 27 年度西伊豆町財政健全化判断比率を、監査委員の意見書を付して、別紙のとおり報告する。

平成 28 年 9 月 5 日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては担当課長が報告いたします。

よろしくをお願いします。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） それでは、次のページをお願いいたします。

健全化判断比率報告書で 4 つの指標となっております。

左の項目から実質赤字比率ですが、これは普通会計に属する部分で、平成 26 年度まで、昨

年のこの決算の時までは、やまびこ会計、黄金崎公園会計、一般会計の3つでしたが、指定管理者制度導入にともないまして、27年度は一般会計のみということになりましたが、27年度も赤字はありませんでした。

次に連結実質赤字比率ですが、これは西伊豆町の持っておりますすべての会計、企業会計、国保会計、介護等も含めた6会計でございますが、これも赤字はありませんでした。これは、実質収支が黒字のため、ここに数値が出ないということでございます。

次の実質公債比率ですが、27年度比率が一番上です。3.3パーセントで、平成26年度比率が4.9パーセントでしたので、差引増減マイナス1.6となり、前年より数値が改善されたということでございます。これにつきましては、報告書の5ページ、総括表 実質公債比率の状況をのちほど見ていただきたいと思います。この数値は、過去3年間の平均を出せということになっているわけですが、改善されました要因といたしましては、合併当初のクリーンセンター改修工事などにかかる償還が多額のものでしたけれども、一部完了したことなどによりまして、数値が改善したということでございます。

一番右側の将来負担比率でございます。報告書の6ページをまたのちほど見ていただきたいと思いますけれども、Aの欄が将来の負担額、それからBの欄が充当可能財源となっております。将来負担額よりも、充当可能の財源が大きいということで、将来負担額はなしという結果になっております。

以上の結果によりまして、平成27年度の当町の健全化判断比率は、最下段に記載してあります早期健全化基準地内であり、良好な財政運営だったということでございます。

以上で報告とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 以上で報告第5号を終わります。

報告第6号の報告

議長（堤 和夫君） 日程第5、報告第6号 平成27年度西伊豆町資金不足比率の報告についてを議題とします。

当局に報告を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 報告第6号 平成27年度西伊豆町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第 22 条第 1 項の規定により、平成 27 年度西伊豆町資金不足比率を監査委員の意見書を付して別紙のとおり報告する。

平成 28 年 9 月 5 日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては、担当課長がご報告いたします。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） それでは次のページをお願いいたします。

この資金不足比率の報告書につきましては、平成 27 年度の公営企業にかかる資金不足の比率を報告するものでございます。

西伊豆町では、水道事業会計と温泉事業会計でございます。資金不足ですので、各会計の剰余金があるかないかが、判断の基準となります。

報告書の 9 ページの上段（ 8 ）のところをのちほど見ていただきたいと思いますのですが、水道事業会計の金額が、5 億 6,526 万 3,000 円、温泉事業会計におきましても、6 億 4,229 万 9,000 円あるということで、資金不足が生じていないということでございます。

以上で報告とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 以上で報告第 6 号を終わります。

報告第 7 号の報告

議長（堤 和夫君） 日程第 6、報告第 7 号 平成 27 年度西伊豆町教育委員会自己点検評価の報告についてを議題とします。

当局に報告を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 報告第 7 号 平成 27 年度西伊豆町教育委員会自己点検評価の報告について。

地方教育行政の組織および運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により、西伊豆町教育委員会自己点検評価を報告する。

平成 28 年 9 月 5 日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

よろしく申し上げます。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） それではただいま上程されました、報告第7号につきましてご説明いたします。

報告書は、次のページからになります。

まず、点検評価項目につきましては、静岡県の権限に属する事務の管理および執行の状況について。県の教育長会議で示された点検項目を元に、平成27年度の教育委員会の活動、教育委員会が管理執行する事務、教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務の大きく3つに分けて、教育委員会および教育委員会事務局で、自己点検評価を行いました。自己点検評価の内容につきましては、1ページから7ページになります。また、自己点検評価を行ったものを、評価委員会において説明をし、それに対する意見をいただきました。そちらにつきましては8ページに記載してございます。内容につきましては、報告書の記載のとおりでございます。詳細説明につきましては、省略をさせていただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、報告第7号の説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 以上で報告第7号を終わります。

議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第7、議案第32号 平成28年度農山漁村地域整備交付金津波防災ステーション工事（田子地区）請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第32号 平成28年度農産漁村地域整備交付金津波防災ステーション工事（田子地区）請負契約の締結について。

平成28年8月19日、指名競争入札に付した、平成28年度農山漁村地域整備交付金津波防災ステーション工事（田子地区）について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 平成 28 年度農山漁村地域整備交付金
津波防災ステーション工事（田子地区）
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金 6,631 万 2,000 円。
- 4 契約の相手方 静岡県沼津市三園町 4 番 43 号
株式会社 岩城商会
代表取締役 岩城隆史

平成 28 年 9 月 5 日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 1 ページをおめくりください。

議案 32 号 説明調書。

工事の概要です。

田子地区被制御所内機器

C C T V 制御装置新設 1 式

2、陸閘監視カメラおよびポールの設置。

旋回カメラが 2 台

固定カメラが 4 台

カメラポールが 1 本

工期は、議会の議決の翌日から平成 29 年 3 月 10 日。

1 枚おめくりください。

建設工事請負仮契約書の写しを添付してございます。

1 枚おめくりください。

田子地区の平面図をつけてございます。

赤字で、表示させていただいている箇所が、今回の工事箇所となっております。

もう 1 枚おめくりください。

こちらが、制御所内への新たに配置する機器の説明の図面となっております。

もう 1 枚おめくりください。

こちらは、旋回カメラ、固定カメラ、それぞれの電気用の通電箱の詳細図を添付させていただいております。

以上、説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

議長（堤 和夫君） 1番、山本智之君。

1番（山本智之君） 1点だけお伺いします。

監視カメラ、固定カメラとつくことになっているのですが、これモニターとその見る場所というのはどこになるのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 先ほどの添付図面で、平面図をまずご確認ください。

図面の左側、一番上側の端に被制御所というところを、表示しております。こちらは、井田子岸壁の一番南側の方になるところですが、こちらの方にモニターと制御装置を設置することでございます。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1番（山本智之君） これは一時的なものって言ったらおかしいのですが、習慣的なものになって、将来的には一括で見ることが出来るようなところに制御盤を持っていくということですか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 田子地区内で制御できる箇所がここと、それから町内全域をカバーするための操作室を役場3階で計画をしております。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

2番、芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 今のカメラの件ですけど、この固定カメラと旋回カメラがあるわけですが、これどうして旋回カメラと固定カメラがついたのか。

この固定カメラと旋回カメラね。どの程度性能っていうか、違うのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） まず、監視カメラについてですが、監視カメラは自動制御で開閉する陸閘の作動状況を確認するためにまずカメラを設置します。

固定カメラというのは、1つの陸閘をずっと同じ角度で監視するものです。

巡回カメラの中で、ちょうど田子漁港平面図と書いてあるところの、赤い、上から赤い吹き出しの2番目、井田子2号、3号。こちらの方が巡回カメラになっております。これは1か所にカメラを設置することで、2号と3号を巡回しながら確認するというので、1本のカメラで2か所を監視すると。それからその下に井田子4号、こちらも巡回カメラの設置になっております。こちらは、陸閘の監視をしながらかつ、水面監視ができるようにということで、海面上にカメラが触れるようにということで、巡回カメラを設置しております。

以上です。

議長（堤 和夫君） よろしいですか。

他にございませんか。

議長（堤 和夫君） 4番、加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 1点お伺いします。

水門のことではないのですが、この井田子13号のところから、もっと奥にいくっていうか、そこが多分トンネルのあるところだと思うわけですが、いわゆる津波対策の高さとしては、あのトンネルの地盤高は、今の胸壁の高さよりも高い位置にあるということによろしいでしょうか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） トンネルの道路面ということでありますと、若干胸壁の高さよりも低いでございます。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 若干という高さが微妙ですけど、それはその想定される津波高さでは、いわゆる安全な高さという理解でよろしいですか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） そのとおりでございます。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第32号 平成28年度農山漁村地域整備交付金津波防災ステーション工事(田子地区)
請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手多数です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第8、議案第33号 平成28年度防災安全交付金事業（町）田子安良里線改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第33号 平成28年度防災安全交付金事業（町）田子安良里線改修工事請負契約の締結について。

平成28年8月19日、指名競争入札に付した平成28年度防災安全交付金事業（町）田子安良里線改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 1 契約の目的 | 平成28年度防災・安全交付金事業（町）田子安良里線改修工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 金6,080万4,000円 |
| 4 契約の相手方 | 賀茂郡松崎町那賀22番地の1
花菱建設株式会社 伊豆支店 |

支店長 山地清志

平成 28 年 9 月 5 日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 議案を 1 ページおめくりください。

議案第 33 号の説明調書です。

平成 28 年度 防災・安全対策安全交付金事業（町）田子安良里線改修工事請負契約の締結
についてです。

1 工事概要

1 工区、施工延長 107 メートル。

アスファルト舗装工 547 平方メートル。

2 工区、施工延長 56.5 メートル。

アスファルト舗装工 288 平方メートル。

3 工区、施工延長 652.4 メートル。

アスファルト舗装工 3,995 平方メートル。

工期、議会の議決の翌日から平成 29 年 1 月 31 日まで。

1 枚おめくりください。

建設工事請負契約書のコピーを添付してございます。

1 枚おめくりください。

資料として、工事範囲の図面を添付させていただいております。

1 工区につきましては、左側の平面図と横断図になります。位置は持越トンネルを田子側
に出たところになります。平面図の 2 工区、ちょうど中間のところに図面が入っております。

これは、田子トンネル本体の中のアスファルト舗装工ということでございます。

続いて第 3 工区ですが、こちらは大田子、昨年度の工事終了地点から国道へ合流するまで
の間ということで、図面表示をさせていただいております。

以上説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 1点お伺いします。

昨年度と今年度続けた工事になるわけですが、この田子安良里線でこの田子地区につきましては、これで工事が完了という理解でよろしいでしょうか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 端的に申し上げますと、すべての計画がこれで終わったということではございませんが、舗装の悪い箇所、特に悪い箇所については、今回の工事で終了できると考えております。

議長（堤 和夫君） よろしいですか。

加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 舗装路面がよくなるということのわけですが、そうしますと来年度の予定を聞いて答えられればですが、流れとしては、浮島新線でしょうか。そちらの方に工事的には移るといえるのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 浮島新線も、来年度予定と言いますか、事業計画の中に入っております。浦上八木線も入っておりますので、この辺は精査して、要求を出していきたいと思っております。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 33 号 平成 28 年度防災安全交付金事業（町）田子安良里線改修工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

議案第 34 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第 9、議案第 34 号 西伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第 34 号 西伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準に関する条例（平成 25 年西伊豆町条例第 4 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 28 年 9 月 5 日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） それでは議案第 34 号について、ご説明いたします。

1 ページお開きください。

西伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例。

今回の改正理由は、介護保険法および厚生労働省令の一部改正にともない、西伊豆町で定める関係条例について、必要な改正を行うものでございます。

今朝の配布させていただきました資料 2 をご覧ください。

資料2の で、地域密着サービスとはというところをご覧ください。

このサービスにつきましては、平成18年の4月の介護保険法改正によりまして創設されたサービスで、利用できるのは、基本的に事業所が所在する市町村に居住する方が対象となりますが、事業所、所在地、市町村の同意が得られれば、他市町村の方の利用も可能でございます。

事業所、所在地の市町村が、事業所の指定や監督を行います。 の町内関係事業者をご覧ください。地域密着型サービスに係る町内事業者は、今回新たに創設されます、地域密着型通所介護、みんなの家、たなごころ、ヒストリア、これは全部仁科地区でございます。宇久須の寄り場の4事業所。認知症通所介護、ヒューマンヴィラ伊豆ホームヘルプ、宇久須。で、これ介護予防も含みます。認知症対応型共同生活介護、グループホーム賀茂、これも同じく宇久須です。これも介護予防を含みます。

今の資料2の裏面が各サービスの内容を記載しております。

引き続き資料3の方の町内介護保険関係事業者一覧として、町内の介護保険15事業所が、どのようなサービスを実施しているかの一覧となっております。これも同じく裏面につきましては、各サービスの事業内容を記載しております。資料の1と資料の2の方をご覧ください。

今回の主な改正点は3つありまして、1点目としまして、現行で、地域密着型サービスのサービス種類は8サービスであったものを、今回の改正によりまして、居宅サービスに位置づけられていた通所介護の利用定員18人以下の小規模のものに限りまして、地域密着型通所介護として、地域密着型サービスに移行したいものです。また、合わせて利用定員9名以下の療養通所介護も、地域密着型サービスに移行したいものです。

2点目としまして、地域との連携や、運営の透明性を確保するため、各サービスにより開催回数が違うものの、地域密着型サービス事業者には、運営推進会議の開催が義務づけられました。資料1の方は裏面をご覧ください。

運営推進会議のメンバーとしましては、利用者、利用者の家族、地域の代表者、市町村の職員、または地域包括支援センターの職員。事業について知見を有するもの等がメンバーとなります。

3点目としまして、現行で訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ提供するサービスを複合型サービスと呼んでいましたが、名称から提供するサービスの内容のイメージがしにくいとの指摘もあり、「看護小規模多機能型居宅介護」に名称を変更したいものです。

なお、改正の検討にあたりましては、国の定める基準と西伊豆町における指定地域密着型サービス等の事業の現状を照らし合わせ、本町の実情に国の定める基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから、国の基準どおりとしております。

それでは新旧対照表により、主な改正箇所を説明いたします。

新旧対照表の7ページの改正後案をご覧ください。

第3章の2としまして、地域密着型通所介護を加えており、他のサービスと同様に第1節基本方針、第2節人員に関する基準、10ページで第3節設備に関する基準、12ページで第4節運営に関する基準を定めており、17ページ、地域との連携等、第59条第17項第1号の最下段から18ページにかけてで、おおむね6か月に1回以上の割合で、運営推進会議を開催しなければならないということを定めています。

20ページの改正後案をご覧ください。

第5節として、指定療養通所介護の事業の基本方針ならびに、人員、設備および運営に関する基準を定めています。これにつきましても、第3章の2の地域密着型通所介護と同様に、30ページにかけて基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準、運営推進会議について、定めております。

34ページの現行の方をご覧ください。

認知症対応型通所介護事業所についてで、現行第78条の地域との連携等で、地域との連携および協力は努力義務であったものを35ページの改正後案の第80条の準用の第53条からの下線部の中で、運営推進会議は、おおむね6か月に1回以上の開催と改正しています。

52ページをご覧ください。

現行の第9章、複合型サービスの名称を改正後案の第9章、看護小規模多機能型居宅介護に名称を改正したいものです。改正文の23ページをお願いします。

なお附則としまして、この条例は交付の日から施行し、改正後の西伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、および運営の基準に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用します。

以上で説明を終わります。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、芹澤孝君。

2番(芹澤 孝君) 資料の2番ですけど、資料ナンバー2の1ですけど、この市町村外に居住する人が対象になりますが、同市の市町村の同意が得られればということなのですが、これはケアマネか誰かが、申請して同意を得るということですか。

議長(堤 和夫君) 健康増進課長。

健康増進課長(白石洋巳君) これを利用する方は、すでに、介護認定されていますもので、ケアマネさんがついていますもので、ケアマネさん等が、例えば、西伊豆町居住の方が松崎町の施設を利用したい時は、そのケアマネさんが、西伊豆町に言ってきます。西伊豆町の方から松崎町の方へと、一言こういう人がこういう施設に入りたいのだけど、どうでしょうかという、伺いをたてます。松崎町の了解が出れば、その西伊豆町の方は、松崎町の施設の利用ができるというような感じになっております。

議長(堤 和夫君) 芹澤孝君。

2番(芹澤 孝君) そのまま、情報あって、じゃあ町同士の交渉ってことになるのですか。

議長(堤 和夫君) 健康増進課長。

健康増進課長(白石洋巳君) 町同士の交渉、なおかつ、例えば松崎町さんの方から松崎の施設に今空いていますかとか、こういう人が入れますかっていうことを一言話して、了解を得て、そして町同士という格好になってきます。

議長(堤 和夫君) 芹澤孝君。

2番(芹澤 孝君) これ見通しとしたら、そのまま移行するってことでいいのでしょうか、現状のまま。認められないってことはない。

議長(堤 和夫君) 健康増進課長。

健康増進課長(白石洋巳君) 平成28年の3月31日までは、普通の通所介護ということになっていまして、4月の1日から地域密着の方に移ってきますけども、3月31日時点で、18人以下の小規模な施設につきましては、そのまま移行するような格好になってきます。

議長(堤 和夫君) 他にございませんか。

6番、山田厚司君。

6番(山田厚司君) この運営推進会議のことについて、確認したいのですけれども、今までもこの運営推進会議は、その事業所において行ってこられた経緯があるってようなことなのですが、今回そういうものを設置してやっていかなきゃならないということなのですが、それでいて、その運営会議から、必要な要望とか助言等を聞く機会を設けなきゃならないというようなことで書いてあるのですが、メンバーは、いろいろと選ぶので

すけども、事業所が主催で開催するというようなことでよろしいのですよね、それでいって、この運営会議自体が、第三者的な立場で、いろいろ評価することではないといけないと思うのですが、その点については、役場が指導的な立場でなくてもいいのでしょうか、その辺どうでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） この運営推進会議につきましては、事業者の方が主催で開く会議です。その中のメンバーには、先ほど言いましたように行政職員とかも入っております。事業所の方がこんなような格好のことをやっているとか、あとはだから参加者の意見を聞くことや、その第三者評価っていう部分も含めて行うような格好になっております。

議長（堤 和夫君） 課長、質問は、町はどういうようにそこに関してくる。町が主体になるのではないのね。

健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 町が主体じゃなくて、事業所の方が主催で会議を6か月に1回とかの割合で開催します。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） 今の課長の答弁ですと、事業所は主体でやるけども、町の方からも、いろんな第三者的な立場で意見を入れたり、反映したりってことは、チェックをしたりってことはできるというようなことですよ。

〔「ちょっと休憩お願いします。」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時38分

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 先ほど運営推進会議の件でございますが、これにつきまして、国からの指針の中で、こういうメンバーでこういう内容ということが出ておりますもので、それに沿いまして、市町の方は参加するような格好になってきます。

議長（堤 和夫君） よろしいですか。

他にございませんか。

7番、西島繁樹君。

7番（西島繁樹君） 今の運営推進会議ですけど、このメンバーというのはどこが選ぶのでしょうか。それと具体的に地域の代表者というのは、具体的に言うとなんという人か。事業について知見を有するものと、というのは具体的に言うとなんという人を指すのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 地域の代表者とは、その施設がある区長さん等を想定しております。知見のある方というのは、社協の職員とかを想定しております。

〔発言する人あり〕

健康増進課長（白石洋巳君） 選ぶのは事業所の方がやります。

町長。

町長（藤井武彦君） 今、課長が知見者とか何とかで、こういう人はと言いましたけれども、これは町が選ぶのではないですから、それは業者がなんという方を選ぶか。それはまた町に、アドバイスを求められた時には、そういうアドバイスはしますけれども、あくまでも主体は事業者でありますから、その辺をお願いしたいと思います。

議長（堤 和夫君） 11番、増山勇君。

11番（増山 勇君） 関連していると思いますけど、資料2のこの説明の中で、そもそも地域密着型サービスの、主な市町村の事務等ってあります、その第1番に、事業所の指定、監督と書かれているんですけど、どの程度まで市町村が関ってやられて、現在いるのか。今後また変わったことがあるのか、その点はいかがでしょう。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 事業所の監督でございますが、3年に一度程度、実地指導ということで事業所の方へと入りまして、県の方も実地指導等行っておりますものでそれに、一緒に行った時に指導仕方等は見まして、そういう格好で実施指導等行っております。あと苦情等が来た時は、苦情等の処理等、県に聞きながら行います。今後ともそういう面が地域密着型のサービスになってくると、町の権限として出てきます。あとは、6年に一度の更新申請とかもありまして、そこら辺も町の方での受け付けとなってきます。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） それには県も関っていくのだろうと思いますけど、基準点がもちろんあるのだろうと思います。私ね、特に、監督というところですね、この辺が、苦情がこな

いとやらないのか、3年に一度はやるというふうに、今答弁あったのですけれども、それぞれの事業者が、適切にというか、十分やっていただいていると思うんですけど。そういった点の、要するに町の指導というのは、今、答弁では町の方に来るかもしれないというような答弁だったのですけど。現在はどういうふうに行っているのでしょうか。県の指導が主で、それに沿った形でやられているのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 地域密着型サービスの实地指導等につきましては、町が行っております。

議長（堤 和夫君） よろしいですか。

他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第34号 西伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長（堤 和夫君） 日程第 10、議案第 35 号 西伊豆町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第 35 号 西伊豆町指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年西伊豆町条例第 5 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 28 年 9 月 5 日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） それでは議案第 35 号について、ご説明いたします。

字句の訂正

健康増進課長（白石洋巳君） 申し訳ありませんが、1 か所訂正をお願いします。

改正文の 4 ページをお願いします。

附則のところ、最下段の平成 28 年 4 月 1 日から施行するとありますが、施行を適用に訂正をお願いいたします。

平成 28 年 4 月 1 日から適用するに訂正をお願いします。申し訳ありません。

健康増進課長（白石洋巳君） それでは 1 ページをお願いします。

西伊豆町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

今回の改正理由につきましては、議案第 34 号と同様に、介護保険法および厚生労働省令の一部改正にともない、西伊豆町で定める関係条例について必要な改正を行うものです。

先ほどの資料 2 をご覧ください。

今回の 35 号の条例改正は、予防の事業所になってきまして、対象サービスは、介護予防の支援の 1、2 の人たちの認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の 3 つのサービスとなります。

町内の関係事業者は、介護予防の認知症対応型通所介護、ヒューマンヴィラ伊豆ホームヘルプ、介護予防認知症対応型共同生活介護、グループホーム賀茂、この 2 業者が対象となってきます。今回の主な改正点につきましては、議案第 34 号でも説明いたしました資料 1 の裏面をご覧ください。そこに記載しております介護予防認知症対応型通所介護においては、おおむね 6 か月に 1 回以上の割合で、運営推進会議の開催の義務付け、他のサービスにおいても、開催回数の違いがあるものの、義務付けとなります。なお、改正の検討にあたりましては、国の定める基準と西伊豆町における指定地域密着型サービス等の事業の現状を照らし合わせまして、本町の実情に、国の定める基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから、国の基準どおりとしました。

それでは、新旧対照表により、主な改正箇所を説明いたします。

4 ページの改正後案をご覧ください。

今までは地域との連携等は努力義務でありましたが、第 39 条、地域との連携等で 5 ページにかけまして、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所はおおむね 6 か月に 1 回以上の割合で運営推進会議を開催しなければならないということを定めております。

また、13 ページの改正後の案の方をご覧ください。

準用の中で、第 86 条の中段第 39 条第 1 項中からの下線部分におきまして、介護予防認知症対応型共同生活介護における運営推進会議を、おおむね 2 か月に 1 回以上の割合で開催しなければならないということを定めております。

改正文の 4 ページをご覧ください。

なお附則としまして、この条例は交付の日から施行し、改正後の西伊豆町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービス

にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用いたします。

以上で説明を終わります。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 35 号 西伊豆町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 5 0 分

再開 午後 2 時 5 7 分

議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

日程第11、議案第36号 平成28年度西伊豆町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第36号 平成28年度西伊豆町一般会計補正予算（第3号）

平成28年度西伊豆町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11億9,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億3,600万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成28年9月5日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては、担当課長がご説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） それでは一般会計補正予算について説明いたします。

今回の補正の主なものといたしましては、歳入におきましては、自立支援給付費負担金、年金生活者等支援臨時福祉給付事業費補助金、それからふるさと納税の寄附金の増額、ふるさと応援基金からのふるさと納税推進事業費分の繰り入れ、それと県道仁科峠宇久須線拡幅工事の支障となりますまきばの家工作物等の移転によります県からの補償費などが主なものとなっております。

歳出につきましては、標準報酬月額の設定によります共済費の調整を行っております。それと年金生活者等支援臨時福祉給付金の計上、自立支援給付費の増額、貯氷施設整備事業補

助金、海名野残土処理場返還工事費の計上、それとふるさと納税者への特産品の返礼、ふるさと応援基金積立金の増額等が主なものとなっております。

それでは2ページの方をお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額、計の順に朗読いたします。

13款国庫支出金、2,920万6,000円、3億2,896万4,000円。内訳といたしまして、1項国庫負担金、1,500万円、1億8,620万7,000円。2項国庫補助金、1,420万6,000円、1億3,076万9,000円。

14款県支出金、1,200万9,000円、4億875万7,000円。内訳といたしまして、1項県負担金、750万円、1億3,328万2,000円。2項県補助金、450万9,000円、2億5,809万3,000円。

15款財産収入、385万円、1,328万4,000円。2項財産売払収入、385万円、385万2,000円。

16款寄附金、1項寄附金ともに7億円、10億5,000円。

17款繰入金、1項繰入金ともに4億6,300万円、12億6,362万8,000円。

19款諸収入、393万5,000円、5,936万7,000円。5項雑入393万5,000円、4,924万円。

20款町債、1項町債ともに1,700万円の減、8億5,520万円。

歳入合計、11億9,500万円を増額して72億3,600万円としたいものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款議会費、1項議会費ともに10万円、6,708万4,000円。

2款総務費、666万円、11億4,533万4,000円。1項総務管理費、580万2,000円、9億6,875万円。2項町税費、50万8,000円、8,829万8,000円。3項戸籍住民基本台帳費、35万円、7,362万4,000円。

3款民生費、4,970万9,000円、11億1,219万4,000円。1項社会福祉費、1,651万3,000円、6億832万6,000円。3項児童福祉費、110万2,000円、1億7,810万7,000円。4項障害福祉費、3,209万4,000円、2億7,515万6,000円。

4款衛生費、238万2,000円、7億7,330万5,000円。1項保健衛生費、227万2,000円、3億290万1,000円。2項環境衛生費、6万円、2,869万3,000円。4項町営斎場管理費、

5万円、1,708万2,000円。

5款農林水産業費、691万7,000円、2億5,763万1,000円。1項農業費43万8,000円、3,055万円、2項林業費、307万9,000円、6,156万6,000円。3項水産業費340万円、1億6,439万5,000円。

6款商工費、1項商工費ともに4億1,787万7,000円。9億7,090万2,000円。

7款土木費、636万5,000円、2億8,997万1,000円。1項土木管理費、636万5,000円、5,638万4,000円。

9款教育費、499万円、4億4,322万8,000円。1項教育総務費、34万7,000円、6,947万2,000円。2項小学校費、24万円、4,753万1,000円。3項中学校費、96万円、4,559万8,000円。

次のページをお願いいたします。

4項幼稚園費、124万円、9,459万6,000円。5項認定子ども園費、48万3,000円、7,219万3,000円。6項社会教育費、41万4,000円、4,399万6,000円。7項保健体育費、130万6,000円、6,984万2,000円。

12款諸支出金、7億円、10億1,441万1,000円。2項基金費、7億円、10億1,440万9,000円。

歳出合計、11億9,500万円を追加いたしまして、72億3,600万円としたいものでございます。

次の5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正、第3号でございます。

補正額のあるところだけを説明いたします。

一番下から2つ目の臨時財政対策債ですが、県から本年度の限度額の決定がありましたので、決定額に合わせて1,700万円を減額して、1億6,300万円にしたいということです。計といたしまして、1,700万円を減額して8億5,520万円としたいものでございます。

次の6ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括、歳入でございます。

先ほど説明いたしました、第1表、歳入歳出予算補正の歳入と同様でございますので、省略させていただきます。

次に、その下の歳出でございます。

これにつきましても、第1表、歳入歳出予算補正の歳出と同様でございますので、省略させていた

だきます。

補正額の財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入です。

歳入につきまして、主なものを説明させていただきます。

最上段の13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、2節の自立支援給付費負担金でございますが、事業費の2分の1の1,500万円を国からということで計上いたしました。

その下の13款2項国庫補助金、2目4節に年金生活者等支援臨時福祉給付事業費補助金、1,267万7,000円を計上いたしました。

14款の県支出金、1項1目3節には、自立支援給付費の県負担分を計上、750万円計上をいたしました。

次の8ページをお願いいたします。

15款の財産収入でございます。2項3目、残余財産分配収入の385万円は、クリスタルパークの解散によります分配収入を計上いたしました。

16款1項5目ふるさと応援寄附金につきましては、7億円を追加しております。これによりまして、今年度の全額で10億円ということで予定しております。

17款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金につきましては、4,800万円の追加をしております。その下の5目はふるさと応援基金からの繰入金で4億1,500万円を計上いたしました。その下の19款5項2目雑入の県道拡幅工事にともなう物件移転補償費の307万9,000円は、先ほどのまきばの家の物件移転でございまして、県からの補償費でございます。

次の9ページをお願いいたします。

町債でございますが、町債につきましては、先ほどの町債のところで説明いたしましたので、省略させていただきます。

次の10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項1目の一般管理費です。8節の報償費の町内会長および組長の年手当733万円を8の報償費から、12の役務費に移したいものでございます。

その下の4目、18節の備品購入費40万円は、ドローンを購入してさまざまな活用を検討してみたいと思ひまして、計上いたしております。

次の12ページをお願いします。

3 款 1 項 5 目介護保険事業特別会計繰出金は、給付費増加にともない、町負担分の 120 万円と、職員給与費等に 100 万 2,000 円を計上いたしました。

その下の 8 目年金生活者等支援臨時福祉給付金の全事業 1,267 万 7,000 円は、全額国庫補助金によるものでございます。あらたなものでございます。

13 ページをお願いいたします。

中段の 3 項民生費、3 款民生費、4 項 3 目自立支援給付費、20 節扶助費には、介護訓練等給付費の増額分といたしまして 3,000 万円を計上いたしました。

その下の 4 款 1 項 1 目保健衛生総務費には、ドクターヘリの格納庫整備事業補助金といたしまして、227 万 2,000 円を計上させていただきました。

14 ページをお願いいたします。

5 款農林水産業費でございますが、2 項 5 目 15 節の工作物等移転工事は、県道拡幅にともなう工作物の移転工事で、財源は歳入でも説明いたしました、全額県の補償費によるものでございます。

その下の 5 款 3 項 1 目水産業振興費には、貯氷施設の整備事業補助金といたしまして 340 万円を計上させていただきました。

15 ページをお願いいたします。

6 款商工費、1 項 6 目ふるさと振興費でございます。ふるさと納税の特産品費に 3 億 5,004 万円、11 節の消耗品費に 2,500 万円、12 節はふるさとチョイスやヤフーなどの情報通信サービス料に 4,026 万円を増額させていただきました。

次の 7 款土木費の 1 項 1 目土木総務費、13 節委託料は、運行バスの、臨時運行バスの委託料の増額でございます。

その下の 15 節 500 万円は、冒頭でも説明いたしました残土処分場返還にともなう工事費でございます。

最後の 17 ページをお願いいたします。

17 ページの一番下の 12 款諸支出金、2 項 1 目基金積立金でございますが、これはふるさと納税基金、寄附金 7 億円を積み立てるという内容でございます。

以上で説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

10番、山本榮君。

10番（山本 榮君） それでは、2点伺います。

まず8ページのふるさと応援寄附金、この7億円の補正ですが、昨年の実績から考えたら、このくらいの数字は当初から見込めたのかなと思いますが、当初、3億円しか見込んでなかったけども、この控えめな数字といのはどっから出てきた数字なのか、参考にお聞かせ願いたい。

それから10ページの一般管理費、総務費の区長手当、これが報償費から役務費に変わった。この変わった理由は为什么呢。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） それでは、ふるさと応援寄附金でございますが、当初3億円、今回7億円、やはりうちが26年度10億になった時にも、3億から一挙に10億でございます。やはりそれを見ますと、当初から10億見込むっていうのは歳入欠陥におちいる可能性もございまして、その辺は全体的に見て、考慮させていただいたということでございます。

それから10ページの区長手当でございますけども、今年度からマイナンバー制度というのがはじまったのは、皆さま方ご存知かと思いますが、補償費で出しますと、すべての区長さん、すべての方に、マイナンバーを届け出て、登録してもらわなきゃならないということがございます。で、総数でいきますと、420、30名、組長が370名ぐらいいるものですから、の方に出示してもらおうと、それだけでも大変なのにと区長さんと相談いたしまして、できれば労務に対する役務費だということで、今回ちょっと区にはお手をかけるのですが、区長会と相談いたしまして、一旦詰めて、区の方へとお金を振り込ませてもらいます。そして区の方の貯金からおろして、区から組長手当については出させていただくということで、12節の方へと移させていただいたということでございます。

議長（堤 和夫君） 山本榮君。

10番（山本 榮君） 今回の区長の件については分かりました。その当初のふるさと予算については、去年の実績が、去年の当初予算の話は分かりますよ。実績は実績ですから。去年の実績が10億を超えている実績があって、それは控えめにいうのは、私は7億円ぐらいの当初予算があってしかるべきかな、ちょっと控えすぎたような気がするので、今回このような全体に大きな補正になってしまった。当初から7億円ぐらい見込んでおけば、この補正がこんなに大きく膨らまなくて済んだという考えをしていますけども、やはり、来年にしても今年

実績があったにしても、こういう控えめな予算を組まざるを得ない、組んだような考えなのですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それには、裏の話もありまして、考え方が。当初これを7億円、3億ですか。これを10億円にすると、当初予算がものすごく膨らむわけです。ですから当初予算はなるだけ控えめにして、補正で対応しろという考えもありました。その辺も含めてね、今、課長が答弁したのものもあるし、私が今言ったことも、そういうのも考慮に入れて、当初は、少ない金額ですか。それで去年10億だから今年も10億ぐらいあるだろうなっていう希望的な観測はありましたけども、出足向いてみないと分からないということもあったものですから、当初は控えめにして、途中で、補正で対応したらどうかというような、今、主な理由はそれですけど、そういうことで予算を組ませていただきました。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

8番、星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） じゃあ、まず5ページをお願いします。

臨時財政対策債が1,700万円減額ということで、上限決定によるということなのですが、通常の年度を見ても、だいたい一番はじめに1億8,000万ぐらい、本年度の当初ぐらい積んでいまして、途中で金額が増えたということで、だいたい2億円とかになるのが通常じゃないのかなというふうに思うのですが、そもそも、この臨時財政対策債は、国の方から交付税でお金が出せないから、これで組んでくれよという話であろうというふうに思いますので、この金額が減ると言うことは、交付税が逆にいつもより多く入ってきているという解釈になるのでしょうか。それがまず1点目。

2点目は10ページのドローンですけども、さまざまなことに活用したいということなのですが、さまざまなというのは、具体的に言うと防災であったり、観光であったりということだろうとは思いますが、当局としてはどのようなことをお考えになっているのか。

次が13ページです。ドクターヘリなのですが、単独ということでこれは多分関係市町がお金を出しあって、何ですか。車庫というか倉庫というか、駐機場を作るという話なのですが、県がどのぐらいお金を出して、各市町はどういった負担の割合で、西伊豆町がこの金額になったのか。分かりましたら答弁をお願いします。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） それではまず、最初の5ページの臨時財政対策債でございますが、

この意味合いは、星野議員、おっしゃったとおりです。これは交付税との絡み等でございます。交付税の部分です。交付税が増えたのかという部分につきましては、若干増えています。1,600万円ぐらい。ただ、単純に交付税が増えたからこれが減ったという、交付税の計算方式が、基準収入だとか、需要額だとかというところの計算によりますので、一概に金額が増えたから減ったとかってということではございませんが、おおむねそういうことでございます。次のドローンの関係でございますが、おっしゃったようにドローンにつきましては多機能な使い方が想定されていると思います。ですから、観光、防災、その他にもいろいろな部分での使い方を検討、研究してみたいということでございます。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 13ページのドクターヘリの関係でございますが、これ、関係21市町で静岡以東の市町が対象となっております。事業費としまして、格納庫等給油等の施設の整備って格好で、1億5,000万のうちの国庫が5,000万、県費が5,000万、市町協力金って格好で5,000万計上してありまして、その金額を均等割と利用者割として割って、先ほどの西伊豆町の負担金額が出ております。

なお、別途ヘリポート整備って格好で、県の補助金と順天堂の負担という格好でお金が出ている2段構えの格好になっております。

以上です。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） はい、1点目と3点目は分かりました。ドローンは、観光防災ということで使うということですけども、基本的にはどこが管理をして、メインとしてはどういった使い方をされるのでしょうか。それと、当然、上空に飛ばすわけですから、いろいろな迷惑って言ってはあれですけども、そういったことはないとは思いますが、その辺の配慮というか、よく、何て言うのですかね。たくさん人の集まる場所では、ドローンを飛ばさないでくださいみたいな広報をしているイベントとかもあるわけですけども、率先して今度は、町が飛ばす側になるわけですけども、その辺のこう何て言うのですか。注意というか扱い、また航空法にはまったく引っかけられないとは思いますが、その辺の兼ね合いがもし分かりましたらお願いします。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 管理につきましては、まだまだ練習状況、状態って言いますかそういうことなものですから、総務の方で管理したいと思っています。

で、若手って言いますか、何人が各課から出て、当然、これで何の目的ということじゃなくて、訓練して慣れるという意味と、こういう目的もあるのではないかという部分もあると思いますので、その部分には精通した販売業者等を招いて講習会なりをしていきたい。また練習につきましては、広いところで町有地あたりの公園あたりを使いまして、民家の方には、ご迷惑をかけないようなところで管理をいたしまして、練習したいというように思っております。

議長（堤 和夫君） 他にありませんか。

5番、山田昭男君。

5番（山田昭男君） 14ページ、5款3項1目19節の、これ340万円。貯氷施設整備の場所はどこなのかということ。

〔発言する人あり〕

5番（山田昭男君） もう1回説明してください。お願いします。

それからあと15ページ。7款1項1目15節工事請負費。これ500万円ですけども、海名野残土処理場返還工事との説明がありますけども、このことについて、ちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

以上です。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 14ページ、ごめんなさい、失礼しました。貯氷施設の場所はどこかということですが、仁科の浜漁協さんの事務所、荷捌き所の横になります。場所としてはです。15ページの、失礼しました。海名野残土処理場返還工事ということで、海名野橋の上流が約200メートルのところ、歩道、道路に歩道を広げたところがございます。

その山側に、町の残土処理場として、借地をしておりまして今回、道路工事等も終わりました、地主の方が神奈川の方ですか。いらっしゃるものですから、なかなか最終調整ができておりませんが、今回道路工事も終わりましたということで、今回道路工事も終わりましたということで、整地をして返すわけですが、整地箇所については青線って言いますか、水路上です。個人のところは、もうすでに埋めていただいております。そのところへ段差ができていますので、その調整をやってほしいということで、終わって返還するという形でございます。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

3番高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 13ページ、先ほど、星野議員から質問ありましたけども、このドクターヘリですね、現状どのような管理をしていて、この格納庫を作ることによってどんなメリットがあるのか。それが分かったら教えて下さい。それから15ページ。ここの7款の土木総務費の中に、臨時運行バスの業務がありますけども、これはどういう理由で臨時運行バスが必要なのか、これを教えてください。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） じゃあ13ページのドクターヘリ関係でございますが、現在のドクターヘリは、順天堂病院の屋上のヘリポートへと、常時駐機しているような状態になっております。で、あとはその夜間等はシートカバーをかぶせるような格好で行っております。

今回みたいなのは、その台風等の悪天候が予想される場合は、運行会社の格納庫が名古屋にあります。名古屋まで回送するような格好になっております。ですから、その間はドクターヘリがこちらにいないっていう格好になってきますもので、ドクターヘリの格納庫等ができれば、建設予定地が伊豆の国市の旧のスポーツワールドのところなので、そこへと常時駐機していますもので、台風が去ればすぐに出動ができるような体制は整えられると思っております。

以上です。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） こちらの運行バスにつきましては、施工延長を伸ばさしていただいて、先ほど議案で説明させていただきましたけれども、1工区とこれは持越トンネル、出口の方側です。それから2工区田子トンネルというふうに、工事延長を伸ばさしていただきましたので、それに合わせて東海バスさんの運行日程を変更して、伸ばしていただくということで検討しております。

以上です。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

6番、山田厚司君。

6番（山田厚司君） それじゃ16ページお願いします。

この補助金で、生徒派遣の補助金が出ていますけども、80万円。これ行政報告の方でもいろいろとあったりしましたけども、この生徒の。

〔発言する人あり〕

6番(山田厚司君) いいですよ。いいです。

この、今回は補正で出てきましたけども、これからに関して、毎年やってこうとか、そういった意向があるのか、その辺のところだけお願いします。

議長(堤 和夫君) 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長(高木光一君) 生徒派遣費補助金につきましては、こちらの中体連の大会で、賀茂中の男女のバスケット、それから西伊豆中の女子テニス、ソフトテニスの方が、県大会に出場したということで、増額補正をさしていただいております。

議長(堤 和夫君) いいですか。

他にございませんか。

4番、加藤勇君。

4番(加藤 勇君) 12ページの、一番下の19負担金補助金および交付金のところですが、12ページ。年金生活者等支援臨時福祉給付金ですけども、実施時期、またその内容について分かっておりましたらお願いいたします。

議長(堤 和夫君) 環境福祉課長。

環境福祉課長(鈴木昇生君) 実施時期については、10月からを予定しております。内容につきましては、臨時給付金の方の前回やりました高齢者向けの年金生活者の支援につづきまして、今度は障害者の遺族年金向けの臨時給付金の3万円を支給するものであります。その前に臨時給付金で3,000円を給付する制度があります。これの基準が28年1月1日現在で町内に登録されている方。そして28年度に住民税の課税がされていない方、それでご自身が扶養されているが、扶養されている方が課税されていないと。それとご自身が生活保護を受けていない、そういう該当する方に3,000円を支給します。その該当する中で平成28年5月分の障害者基礎年金、遺族年金等受給しているか方、但し、前回高齢者向けの給付金を給付している以外は除外しますが、その方が173名います。その方に3万円を支給する事業となっております。ちなみに臨時給付金の該当者は約2,500人というふうに予定しております。

以上です。

議長(堤 和夫君) 給付が3,000円だね、3,000円。173名の3,000円。

加藤さんよろしいですか。

4番(加藤 勇君) はい。

議長(堤 和夫君) 他にございませんか。

1番、山本智之君。

1 番（山本智之君） 1 点だけちょっと内容説明をおききします。

14 ページの、農業費の農林水産費の中の農業振興費ですが、この交付金の、多面的機能支払交付金、この内容はどのようなことなんでしょうか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） こちらは農用地の保管、管理と言いますか、荒廃農地の防止、それから農地内の水路の整備、草取りとかということになるのですが、そういったものを行う団体が、活動に対して国庫、県費、町等の補助を交付するというところでございます。こちらは、仁科地区美しい田園を守る会ということで、中耕地がほとんど活動の範囲になっております。

議長（堤 和夫君） 10 番、山本榮君。

10 番（山本 榮君） 15 ページのふるさと振興費ですが、ふるさと特産品が増額になり、その下の情報通信サービス料も増額になりました。これと合わせてですね、去年はカレンダーの配布を行ってまいりました。今年はどうされるのか、もしもこれだけの予算を取るのであれば、やはりカレンダーの印刷等もここで支出として予算化しておくべきでないかと思うけど、いかがでしょう。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） カレンダーの配布をする予定で、当初予算の方に計上しております。

議長（堤 和夫君） 山本榮君。

10 番（山本 榮君） 当初予算ちょっと分かりませんが、カレンダーについては、ふるさと寄附金が 10 億円来ること見込んで、カレンダーだけは先にその分を発注してあるということですか。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） そのとおりです。

議長（堤 和夫君） 山本榮君。

10 番（山本 榮君） 予算というのはやはり、整合性があってプラスとマイナス、入ると出すがあるはずですが、なぜこういうふうなバラバラなよう予算計上になったのか、その辺のいきさつを教えて下さい。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） 先ほど町長の方から説明がありましたが、当初予算の増をち

よっと抑えるために、特産品と収入の方を減ということで調整させていただきました。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

11 番、増山勇君。

11 番（増山 勇君） まず 8 ページの、第 3 セクターの報告でもありましたように、残余財産分与収入ってことで 385 万円、これ収入の方であるのですけども、この支出の方ですね、これまだ決定してないということで、使い道については。この補正に載ってないのでね、あえて聞くのですけども、最終的にはどのように使用というか、これは元々税金ですから、一般財源に入れて、どこに使ってもよろしいのですけども、現段階ではまだ決まってないということなのでしょうか。

それともう 1 点は、先ほど私も勘違いしてしまっていて、16 ページの生徒派遣補助金の件なのですけど、中体連とのことで活躍されているだろうと思いますけども、それに関連しまして、これ補正の 2 号をちょっと持ってきてないので、行政報告であった中学生の台湾訪問、要するにホームステイですね、そういった補助というのはどこから出ているのか、また出ていないのか。そしてまたもう 1 点、これに関連して聞くのは、どういう基準でその生徒 4 人を決定されたのか、その点ちょっとお聞かせください。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） そのはじめの残余金ですか。これにつきましては、私この前全協の時に話させていただいたように、今、バガテル公園、ああいうところの情報を集めていますけど、何かあそこでは何も出さないみたいな話を聞いておりますものでどうしたらいいかなど。議員さん方にあの時話した時には、ある程度任していただけたという話だったので。どうしようかなって、今迷っているところです。もう少し時間をください。あの方には課長が答えます。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局。

教育委員会事務局長（高木光一君） ホームステイにつきましては、町費の方で、満額補助しております。ツアーの委託として、出しております。個人に補助しているということではございません。ただ 1 点、パスポートの取得につきましては、補助を町の方から、個人の方にはしてあります。それから、基準につきましては、各中学校の方に、校長に選考の方はお願いして、各中学校 2 名ずつ推薦をしていただいております。

以上です。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 2点目のその件なのですけども、どこの予算を支出されたのでしょうか。当初予算のどこの部門が、それに当てはまるのかと、一度ですね、一度っていうか、こういうホームステイを台湾とやると、これは、来年度も続ける予定だろうと思うのですけどもね。なかなかこれで終わりなんてことはできないのですけども、生徒派遣費には入っていないのですね、では。あるいは当初予算のどこかにあるのか、ちょっと教えてください。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 国際交流推進費の中で、そちらの方は、支出をさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 続けるかどうかということは、毎年行うのかそれとも隔年ごとに向こうから来てもらったり、こっちから行ったりというような方法がいいのか。その辺は、今から詰めなきゃいけませんけども、できれば毎年いかせたいなというような気持ちもあります。

議長（堤 和夫君） よろしいですか。

他にございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第36号 平成28年度西伊豆町一般会計補正予算（第3号）を原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第 37 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第 12、議案第 37 号 平成 28 年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

議長（堤 和夫君） 議案第 37 号 平成 28 年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成 28 年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 605 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 16 億 4,050 万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに、補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 9 月 5 日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては、担当課長がご説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） それでは、議案第 37 号についてご説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、歳出は職員人件費の増額と、前年度の退職被保険者にかかる療養給付費交付金が確定したことにより、社会保険診療報酬支払基金への返還金を計上したいものです。

歳入につきましては、歳出の人件費の増にともない、一般会計の繰入金を増額し、不足する財源については、前年度繰越金でまかないたいものです。

2 ページをお願いします。

第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。

款、項、補正額、計の順で説明させていただきます。

10 款繰入金、36 万円、1 億 8,760 万円。1 項他会計繰入金、36 万円、1 億 454 万 3,000 円。

11 款繰越金、1 項繰越金ともに 569 万円、582 万 4,000 円。

歳入合計に 605 万円を追加し、16 億 4,050 万円としたいものです。

歳出です。

1 款総務費、36 万円、2,682 万 9,000 円。1 項総務管理費、36 万円、2,259 万 7,000 円。

11 款諸支出金、569 万円、801 万 3,000 円。1 項償還金および還付加算金、569 万円、751 万 3,000 円。

歳出合計に 605 万円を追加し、16 億 4,050 万円としたいものです。

3 ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括、歳入です。

2 ページの第 1 表と同様ですので、省略させていただきます。

次に歳出です。

これにつきましても、2 ページの第 1 表と同様です。

補正額の財源内訳は、記載のとおりでございます。

4 ページをお願いします。

歳入です。

10 款 1 項 1 目一般会計繰入金 36 万円の増です。これは歳出の人件費増にともなう法定繰入分です。

11 款 1 項 1 目療養給付費交付金繰越金、569 万円の増。これは超過交付分を返還するため、前年度繰越金でまかなうものでございます。

歳出です。

1 款 1 項 1 目一般管理費、36 万円の増。内訳として 3 節職員手当等 21 万 6,000 円の増。これは職員の転居によるものです。4 節共済費、14 万 4,000 円の増。これは共済組合費の負担率変更にとともなうものです。

11 款 1 項 3 目償還金、569 万円の増。これは 27 年度の退職者、療養給付費交付金が確定したため、超過交付分を返還するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 37 号 平成 28 年度西伊豆町国民保険特別会計補正予算（第 2 号）を、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

議案第 38 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第 13、議案第 38 号 平成 28 年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第 38 号 平成 28 年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）。

平成 28 年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによ

る。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,188万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、13億7,588万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月5日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては、担当課長がご説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長(堤 和夫君) 健康増進課長。

健康増進課長(白石洋巳君) それでは、議案第38号についてご説明いたします。

今回の主な補正の内容につきましては、歳出は職員人件費、保険給付費の増額によるものおよび諸支出金については、前年度の保険給付費等にもなう社会保険診療報酬支払基金交付金が確定したため、返還金を計上したいものです。

歳入につきましては、保険給付費の増額にともない、国、県支出金、支払基金交付金を増額、一般会計繰入金を給付費分、職員人件費分として増額し、不足する財源については、前年度繰越金および介護給付費準備基金を取り崩し、賄いたいものでございます。

2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款、項、補正額、計の順で説明させていただきます。

4款国庫支出金、192万円、3億2,652万2,000円。1項国庫負担金、192万円、2億3,340万円。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金ともに268万8,000円、3億6,515万6,000円。

6款県支出金、120万円、1億9,350万9,000円。1項県負担金、120万円、1億8,886万1,000円。

7款繰入金、1,385万3,000円、2億1,320万4,000円。1項一般会計繰入金、220万2,000円、2億155万2,000円。2項基金繰入金、1,165万1,000円、1,165万2,000円。

8款繰越金、1項繰越金ともに222万円、222万1,000円。

歳入合計に、2,188万1,000円を追加し、13億7,588万1,000円としたいものです。

歳出です。

1 款総務費、100 万 2,000 円、3,738 万 5,000 円。1 項総務管理費、100 万 2,000 円、2,095 万 7,000 円。

2 款保険給付費、960 万円、12 億 9,927 万 4,000 円。1 項介護サービス等諸費、960 万円、11 億 8,870 万 9,000 円。

8 款諸支出金、1 項償還金および還付加算金ともに 1,127 万 9,000 円、1,192 万 3,000 円。歳出合計に 2,188 万 1,000 円を追加し、13 億 7,588 万 1,000 円としたいものです。

3 ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括、歳入です。

2 ページの第 1 表と同様ですので、省略させていただきます。

次に歳出です。これにつきましても、2 ページの第 1 表と同様です。補正額の財源内訳は記載のとおりでございます。

4 ページをお願いします。歳入です。

4 款 1 項 1 目、5 款 1 項 1 目、6 款 1 項 1 目、7 款 1 項 1 目につきましては、歳出の保険給付費 960 万円の増にともなう負担金の増額で、負担率は 4 款の国庫が 20 パーセント、5 款の支払基金が 28 パーセント、6 款の県費が 12.5 パーセント、7 款の一般会計繰入金の介護給付費分が 12.5 パーセントで、全体で 700 万 8,000 円の増となっております。

7 款 1 項 5 目、その他一般会計繰入金、100 万 2,000 円の増。これは歳出の一般管理費、職員人件費増額にともなう全額法定繰入分です。

7 款 2 項 1 目基金繰入金、1,165 万 1,000 円の増。歳入の不足分について、基金を取り崩します。基金残高は約 2,736 万円です。

8 款 1 項 1 目繰越金、222 万円の増、前年度繰越金を全額投入します。

5 ページをお願いします。

歳出です。

1 款 1 項 1 目一般管理費、100 万 2,000 円の増。これは人事異動による給料、手当ての変更等や、共済組合費負担率変更によるものです。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費、6,890 万円の減、3 目地域密着型介護サービス給付費、7,850 万円の増。これは、通所介護サービスについて、今まではすべて 1 目の居宅介護サービスの中で支払っていましたが、今年度より、サービス区分が細分化され、定員 18 人以下の通所介護サービスについては、3 目の地域密着型介護サービスで給付費を支払うことに変更されたため、増減を行うものです。

なお、差額の 960 万円の増については、伸び率等を見込んでおります。

8 款 1 項 4 目償還金、1,127 万 9,000 円の増。これは、27 年度の社会保険診療報酬支払基金からの交付金が確定したため、超過交付分を返還するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

8 番、星野浄晋君。

8 番（星野浄晋君） ページ 5 ページです。

2 の 1 の 1、19 から 1 の、3 の 19 に今説明ありましたけども、プラス 960 万を伸び率と見込んでいるということなのですけども、これは制度は変わらず、居宅介護サービスという状況であったとしても、この伸び率が出てきそうなのか。それとも、このサービスを、変えて地域密着型介護サービスにしたことによって、伸び率が増えるのか、その辺はいかがですか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） これは制度が変わらなくても、通所介護自体が、伸び率が伸びているもので、それを勘案して伸ばしました。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

4 番、加藤勇君。

4 番（加藤 勇君） 同じところの質問なのですが、通所が伸びているということですけども、当初予定した、何て言いましょう、例えば半年だったわけですけども、その利用率って言いましょうか、それはいわゆる当初の予定よりも伸びていて、今後予算が厳しくなるとか、今のところ順調ですよという、その辺はどういう感じておられますか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 今までのところ、当初見込みよりも月当たり 10 名程度デイサービスが伸びているような状況です。

4 番（加藤 勇君） はい。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

2 番、芹澤孝君。

2 番（芹澤 孝君） では、4 ページの基金繰入金ですか。この 1,165 万 1,000 円、これい

つも繰入金が入ってくるのは、この時期、少し早いように思うのですが、何か繰り入れる時期が早いように感じるのだけど、そんなことない。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 介護保険会計については、ご存知のとおり今大変厳しい状況であります。あの 27 年度に、支払基金からの交付金を余分にと言いますか、もらい過ぎていましたので、その分を返す関係で、その財源が不足するため、今回基金を一時的に取り崩すような格好で、計上させてもらいました。

議長（堤 和夫君） よろしいですか。はい。

他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 38 号 平成 28 年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

散会宣告

議長（堤 和夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

皆さんご苦労さまでした。

散会 午後 3時58分